

令和6年9月定例会

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第2日）

議事日程 令和6年9月11日（水曜日）午前 9時26分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務文教常任委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

齋藤 万紀子	委員（委員長）	田口 さとる	委員（副委員長）
小林 誠 弥	委員	小野田 和 男	委員
増田 敏 雄	委員	野中 一 城	委員
島村 勉	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

福地 光 宏	経済環境部長	今成 義 暢	商工課長
出井 昭 悟	観光プロモーション課長	岡田 隆 史	農政課長
田口 真 也	環境課長	小林 良	商工振興係長
秋本 悟	課長補佐兼観光ブランド係長	中嶋 英 貴	課長補佐兼農村整備係長
武村 雅 子	環境保全係長	橋本 良 典	学校教育部長
米花 竜 二	教育総務課長	蓮見 典 昭	学校教育課長

亀村陽子	学校教育課参事	平川雅章	総務係長
辻佳孝	課長補佐兼 学事指導係長	佐藤康夫	総務課長

事務局出席者

鈴木日出夫	議会事務局	原田誠	議事調査係長
-------	-------	-----	--------

午前 9時26分 開 議

○齋藤万紀子委員長 少し時間が早いんですけれども、ただいまから本日の会議を開いてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤万紀子委員長 それでは、本日もよろしく願いいたします。

これより日程に入る前に、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、おはようございます。

昨日も慎重ご審議いただきまして、ありがとうございます。その中で私が申し上げた内容で1点修正がございますので、朝一番の貴重なお時間頂戴しまして、申し訳ございませんが、修正をさせていただきたいと思っております。

着座で失礼します。

修正の箇所なんですけど、昨日、増田委員からご質問いただきました選挙時におきます管理職特別手当の支払った人数ということで、私、11名とお答えをさせていただいたんですが、正しくは7名ということで、恐れ入りますが、7名に修正させていただきたいと思っております。

なお、この機会に、先ほど申し上げたのは市議選なんですけれども、知事選と県議選で管理職手当を支払った者を調べたんですが、知事選では6名、県議選では7名ということで、おおむねどの選挙も管理職特別勤務手当を支払った人数は近いという結果でございました。また、金額についても、昨日ご答弁申し上げた2万5,000円程度という平均は間違っておりませんでしたので、改めまして修正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めますが、何かいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時40分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりまして、これを許可いたします。

経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 皆様、改めましておはようございます。経済環境部長の福地でございます。

本日は、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算の審査でお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

また、明日は議案第61号 令和5年度の羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算並びに議案第66号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第4号）の審査でお世話になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から説明のため出席している職員の紹介をさせていただきます。

環境課長の田口でございます。

○田口真也環境課長 田口です。よろしく願いします。

○福地光宏経済環境部長 商工課長の今成でございます。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成です。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 観光プロモーション課長の出井でございます。

○出井昭悟観光プロモーション課長 出井です。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 農政課長の岡田でございます。

○岡田隆史農政課長 岡田です。よろしく願いします。

○福地光宏経済環境部長 なお、各課同席の係長級職員につきましては、後ほど課長から紹介させていただきますので、どうぞよろしく願いします。

○齋藤万紀子委員長 では、日程に入ります。

議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、環境課所管部分について環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○田口真也環境課長 改めまして、環境課長の田口と申します。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、同席職員の紹介をさせていただきます。

環境課環境保全係長の武村でございます。

○武村雅子環境保全係長 武村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○田口真也環境課長 では、恐縮ですが、着座で失礼いたします。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、環境課が所管いたします事業の主なものについて説明申し上げます。

別冊1、決算書の71、72ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費のうち、第11目公害対策費から申し上げます。

本目は、公共用水域の水質や大気保全を図り、市民の良好な生活環境を確保するための経費でございます。予算現額903万円に対しまして、支出済額790万1,524円、不用額が112万8,476円ございました。

72ページの備考欄をご覧ください。

公害対策一般経費について申し上げます。これは、水質汚濁や大気汚染、騒音などの公害対策に係る経費でございます。

この中で、第12節委託料の1項目め、水質等検査委託料90万2,000円、こちらは中川など市内の主要河川、水路20か所における水質検査を年に3回、また、市内29事業所の排水における水質検査を各1回実施した経費でございます。

続いて、2項目めのダイオキシン類検査委託料567万6,000円、これは有害物質となるダイオキシン調査を市内の3小学校、また、そこでの大気中の調査、土壌分析、気象測定を行いました。そして、清掃センター内の排ガス等の調査も実施した経費となっております。

次に、ページが飛びます。169、170ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費について申し上げます。

本目は、市民の衛生的かつ快適な生活環境を確保するための経費の支出でございます。こちら、補正予算など予算現額4,875万5,000円、支出済額が2,432万7,990円、不用額が354万9,010円でございます。

なお、太陽光発電施設復旧修繕事業の補正予算の一部1,587万8,000円と環

環境配慮型機器導入補助金の補正予算の全額500万、合計2,087万8,000円、こちらにつきましては、令和6年度当初予算へ繰越し措置をしております。

170ページの備考欄をご覧ください。

環境衛生一般経費について申し上げます。これは、主に外来生物の駆除や害虫の防除、再生エネルギー導入推進などに係る経費となります。

このうち、12節委託料、公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託料976万8,000円、こちらは公共施設における温室効果ガス排出量の削減と災害時の対応力強化を目的とし、市の公共施設において太陽光発電設備や蓄電池等の設置が可能かどうかを調査した業務の委託経費となっております。

次に、その下、18節負担金補助及び交付金の補助金、環境配慮型機器導入補助金465万円、これは地球温暖化対策に貢献するため、住宅用の太陽光発電装置や蓄電池、雨水貯留タンクを設置した者に対しまして、その費用の一部を支援したものでございます。

その下にいきまして、次に、太陽光発電事業について申し上げます。これは、下村君地内にある太陽光発電施設サンパーク村君の管理運営に係る経費となります。

この中で、第11節役務費の1項目め、保険料319万2,660円、これは施設が火災などの災害に遭った場合や故障、盗難などに遭った場合に備えた損害賠償保険料でございます。

次に、一番下にあります第12節委託料264万円、これは適切な発電施設の維持管理を行うため、管理点検等を行なった委託経費となります。

続いて、172ページの備考欄をご覧ください。

空き家等対策事業について申し上げます。これは、近年増加している空き家や空き地の対策に係る経費となります。

第1節報酬の委員報酬2万8,000円、これは羽生市空家等対策協議会の会議を開催した際に、委員に対して支払った報酬でございます。

次に、委託料の空家空地相談会相談業務委託料17万6,000円、これは相談会を開催した際に専門の相談員を派遣いただいた公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部など、計5団体に対して支払った委託料でございます。

次に、ちょっと戻りまして、171ページの左下をご覧ください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費について申し上げます。

本目は、人件費と清掃行政執行上の経常経費の支出となります。予算現額1億2,228万5,000円、支出済額が1億1,912万3,470円、不用額が316万1,530円でございます。

なお、職員人件費については総務課所管でございますので、省略させていただきます。

174ページの備考欄をご覧ください。

清掃総務一般経費について申し上げます。これは、主に環境行政の推進における必要な資格取得や各種負担金などに係る経費となります。

この中で主なものとしまして、第18節負担金補助及び交付金のうち1項目め、公害健康被害補償負担金41万4,300円、これは公害健康被害の補償等に関する法律の定めによりまして、現在、重油などを使用している清掃センター、それと既に廃止されております旧し尿処理場において、過去排出された硫黄酸化物の排出量に応じて独立行政法人環境再生保全機構へ毎年度支出する負担金となっております。

続いて、その下、クリーン推進員設置事業について申し上げます。

クリーン推進員は、羽生市廃棄物減量等推進員としまして、各地区でごみの減量や分別、資源ごみ回収などの際に市民の皆様に指導を行なっていただいております。その活動に関する経費となっております。

第10節需用費の消耗品費22万1,248円、これはクリーン推進員の皆様が活動の際に着用していただく帽子、ジャンパー、かっぱなどの購入費でございます。

続いて、その下になります、左下、173ページの左になります。

第2目じん芥処理費について申し上げます。

本目は、ごみの収集や処分、リサイクル推進など清掃費予算の大部分を占めるごみ処理行政の中心的な経費でございます。予算現額が9億2,139万2,000円、支出済額が8億6,651万4,108円、不用額が5,487万7,892円でございます。この中で特定財源としまして、事業者が清掃センターへ持ち込む事業系一般廃棄物処理手数料などがございます。

再度、右にいきまして、174ページの備考欄をご覧ください。

じん芥処理一般経費について申し上げます。これは、主に不燃物の埋立て処分やごみ焼却で発生する灰の運搬処分などに係る経費となります。

この中で第12節委託料、下のほうになります、1億9,266万3,205円について申し上げます。

1項目め、不燃物埋立処分等委託料1億6,330万5,759円、これは清掃センターの焼却施設から排出された焼却灰約1,450トン、これを民間処理施設へ運搬し処分、また、清掃センターの破砕施設で発生する不燃残渣約602トン、これを埼玉県環境整備センターへ運搬し処分するとともに、廃プラスチック約1,395トンを民間処理施設へ運搬して処分する委託経費でございます。

次に、一番下になります、3項目め、集じん灰処理業務委託料2,691万7,785円、これは清掃センターの焼却施設において排ガス中に含まれる集じん灰約510トンを民間処理施設へ運搬し、路盤材などに変更するリサイクル処理を委託した経費となります。

続いて、176ページをご覧ください。

少し真ん中にいきまして、14節工事請負費の清掃センター焼却施設変圧器更新等工事請負費693万円、こちらは清掃センターに設置されておりました低濃度のPCB、ポリ塩化ビフェニル物質を含む変圧器2台の更新に要した経費となります。

続きまして、中段にいきまして、ごみ収集事業について申し上げます。これは、市内各地区の集積所に出される可燃ごみと不燃ごみの収集に係る経費となります。

第12節委託料、1項目め、可燃ごみ収集業務委託料7,540万5,000円、これは市内の可燃ごみ集積所1,455か所へ週に3回収集した経費です。次の2項目め、不燃ごみ収集業務委託料7,483万3,000円、これは市内の不燃ごみ集積所1,047か所へ週1回不燃ごみを収集した、粗大ごみは年4回収集した経費となります。

続いて、資源ごみ回収事業について申し上げます。これは、瓶、缶、ペットボトル、段ボールなど再資源化が可能なごみの回収に係る経費となります。

そのうち、第11節役務費の資源ごみ回収手数料423万8,208円、これは各自治会やPTAなどが実施していただいた資源ごみの回収に対する手数料の支出です。

その下、12節委託料の資源ごみ回収業務委託料6,378万793円、これは市内108か所の集積所、また市内の各学校において、月2回資源ごみを回収した経費となります。

続きまして、下のほうにあります、清掃センター関連一般経費について申し上げます。これは、清掃センターにおける会計年度任用職員の人件費や施設を維持管理するための修繕などに係る経費となります。

178ページの備考欄、ご覧ください。

第10節需用費のうち、1項目め、消耗品費1,915万7,828円、これは清掃センターから排出されるダイオキシン類などの有害物質の除去や処理をするために使用する薬剤の購入、また設備機器類の消耗部品の支出でございます。

次に、需用費のうち4項目め、修繕料7,811万3,640円、これは焼却施設と粗大ごみ処理施設に係る設備修繕となります。施設を安定的に稼働させるため毎年度行う定期修繕、そのほかにもごみクレーン装置やベルトコンベヤーなど修繕に要した経費となっております。

続いて、第12節委託料について申し上げます。

このうち、1項目め、焼却施設設備点検等委託料1,299万7,660円と3項目めの粗大ごみ処理施設設備点検委託料188万9,800円、これはともに清掃センター内の各施設の機能維持と安全確保を図るため行なっている設備点検の委託経費になります。

続いて、委託料のうち2項目め、焼却施設維持管理等委託料2,677万7,046円、これと4項目めの粗大ごみ処理施設運転管理委託料3,768万6,000円、これは各施設の円滑な稼働を確保するため、民間企業へ運転管理等を委託した経費となります。

次、下にいきまして、リサイクル事業について申し上げます。これは、ごみの再商品化や各家庭でのごみのリサイクル推進に係る経費となります。

このうち、下にございます、第12節委託料の特定分別基準適合物再商品化委託料12万9,565円、これは茶色などのガラス瓶をリサイクルして再商品化するため要した委託経費となります。

続いて、180ページの備考欄、上段をご覧ください。

第18節負担金補助及び交付金の生ごみ処理機器購入費補助金11万2,300円、これは各家庭における生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機の購入者に対しまして、その費用の一部を補助したものでございます。

次に、最終処分場施設管理事業について申し上げます。これは、主に最終処分場にある水処理施設の修繕や運転管理などに係る経費となっております。

このうち、第10節需用費の修繕料510万6,200円は、最終処分場にありますが水処理施設を安定的に稼働させるため、水処理の過程で不純物を吸着ろ過するろ材の交

換やポンプの修繕など毎年度行う定期修繕の経費となります。

12節委託料の1項目め、水処理施設運転管理等業務委託料730万5,480円、これは最終処分場の水処理施設の運転と排出される水質管理等に係る委託料となります。

次に、委託料の2項目め、緊急措置等委託料249万1,500円、こちらは第4最終処分場で発生しましたパワーショベル滑落事故に関連しまして、滑落した車体を崖地から引き上げる作業と工場まで運搬するために緊急的に措置した委託料となっております。

続いて、次に、一般廃棄物処理施設整備基金積立事業について申し上げます。これは、当初清掃センターの更新に備えて開始した事業でございますが、現在は行田市と予定している共同処理に係る経費の一部を計画的に積み立てている事業となります。

第24節積立金において、元金1億2,000万円、利子積立金64万818円含めまして、合計1億2,064万818円の積立てとなります。

なお、令和5年度末時点で元金の積立て総額が18億円となりまして、目標積立額に達し、進捗率100%となっております。

続いて、共同ごみ処理事業について申し上げます。これは、行田市と共同にごみ処理を行うため、令和4年4月に行田羽生資源環境組合が成立されたことに伴いまして、令和4年度から支出している経費となります。

第18節負担金補助及び交付金の負担金3,777万2,094円、これは令和10年4月の新ごみ処理施設稼働開始を目指しまして、1月1日現在の人口から算出する人口割と固定額となる均等割で構成される負担金を組合へ支出したものでございます。

続いて、179ページの左側、下側をご覧ください。

第3目し尿処理費について申し上げます。

本目は、ごみ処理事業のうち、水洗化されていないトイレから排出されるし尿や浄化槽から排出される浄化槽汚泥の処理などに係る経費でございます。予算現額が2億1,751万5,000円、支出済額が1億8,453万8,000円、不用額が3,297万7,000円でございます。

再度、180ページ、備考欄をご覧ください。

汚泥再生処理センター管理運営事業について申し上げます。これは、主にし尿や浄化槽汚泥の処分や処理施設である汚泥再生処理センターの運転管理に係る経費となります。

ページが飛びまして、182ページの備考欄をご覧ください。

上のほうにございます第12節委託料の1項目め、処理施設運転管理等業務委託料6,573万6,000円、これは汚泥再生処理センターを安定的かつ安全に運転するため、包括的な管理委託に要した経費となっております。

次に、委託料の5項目め、汚泥収集運搬及び処分業務委託料695万405円、これは汚泥を汚泥再生処理センターで脱水、乾燥させた後に肥料化して処分するための委託経費となっております。

続いて、14節工事請負費の汚泥再生処理センター設備機器定期修繕工事等請負費5,438万1,800円、これは施設を安定的に稼働させるため、毎年度行なっている定期修繕に要した経費でございます。

最後に、合併処理浄化槽設置整備事業について申し上げます。これは、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進する経費となります。

第18節負担金補助及び交付金の補助金1,396万円、これは単独式浄化槽やくみ取り式便槽から合併処理浄化槽へ転換した者に対しまして、その費用の一部を支援したものでございます。

以上で環境課所管部分の説明を終わります。

続いて、最後となります。昨日の委員会において財政課に対する歳入の部分の質問について、環境課から補足して説明させていただきます。

決算書の29、30ページの中ほどをご覧ください。

第16款財産収入、第1項財産運用収入の第1目財産貸付収入、このうち右側の備考欄にいきまして上から4項目め、太陽光発電用地貸付収入641万4,100円について説明いたします。

こちらは、市が所有している土地を民間事業者へ太陽光発電事業用に貸し付けている財産収入でございます。場所が、下村君地内汚泥再生処理センターの北側の土地5,000平米と喜右エ門新田地内第4最終処分場の南側1万3,326平米、かつて第2最終処分場として埋立てをしていた土地になります。こちらの2か所を貸し付けているものでございます。相手方は、2か所とも堀川産業株式会社となっております。平成26年度から貸し付けておりまして、売電による再生可能エネルギー固定買取期間が終了する令和16年度まで貸付けする予定としているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 環境課において、昨年度の決算において特に注目している重点事業等ございましたら、ちょっとご説明をお願いします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 環境課として昨年度の決算上で重点事項として考えている部分は、清掃センター管理一般経費の需用費の修繕料でございます。予算の際にも説明させていただいておりますが、清掃センターはかなり老朽化しておりますが、今後新ごみ処理施設稼働までは安定的に修繕を行いながら稼働する必要があると考えております。令和5年度も優先順位を決めながら定期修繕等行なって、現在運営ができています。

2点目が、一般廃棄物処理施設整備基金積立事業でございます。先ほども申し上げさせていただきましたが、令和5年度で1億2,000万円元金を積み立てたことで、目標としていました積立総額18億円に昨年度末で達しております。こちらにつきましては、現在組合で新ごみ処理施設の契約を今後正式に進めておりますが、来年度から大きな支出を予定しております。この積立てをもちまして市の負担ができるだけ平準化するように努めているところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方、お願いいたします。

島村委員。

○島村 勉委員 今回の件で、18億円が予定の金額だということですが、これからごみのほうが四百何十億円かかって、4対6の割合ということなので、まだまだいっばいかかるわけだね。この後の積立てというのは、予定が終わったということで、ないわけじゃないよね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 先ほど申し上げましたが、現在18億円の目標は達成したところでございます。支出については、こちらは工事費用に対して主に支出するという名目がございます。令和6年、本年度、実際に契約してから支出が始まるんですが、本年度についてはまだそれほど組合からの支出がない予定なので、7年度以降に大きな工事費用に

対する支出が発生するため、負担金が高額になる想定です。その際に支払っていく予定となっておりませんが、積立てに関しましては既に支出が始まってしまいますので、財政当局と相談しておりますが、特に積立てのほうは追加していくという予定は、現在のところしておりません。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは7年度から始まっていて、払っていけるような計画ができていくわけだね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 令和10年4月からの稼働となっております。それまでが、工事費用が組合としてもかかると同時に清掃センター、羽生市の清掃センターの維持管理費用もかなりかかると。これに対して、市の独自の支払いと将来に向けた工事費用の負担を二重で支払う部分が7年度以降かかってきますので、その稼働開始までの大きな支出に対して、この積立てを充てたいという考えでございます。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 3年、ダブルでかかっちゃうんだけど、新工事のほうももちろん負担があるわけ。それを含めて18億で大体賄える。もちろんまだ議会やってない、今度決定するわけなんだけど、その辺の内容が分かるんだけど、市のほうでは分かっているわけね。その18億で両方、ダブルでやっていくほうと新しく新工事の負担というのがやっていける予定ですね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 おっしゃるとおりで、計画して、現在のところ18億円でやっていけるという見込みでございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 179、180ページのし尿処理費の予算現額と支出総額の差で不用額が3,297万7,000円、ちょっと大きいような差が残っているんですけども、これ何か特別な何か理由が発生してそうだったのか、分かる範囲で結構ですけども教えてください。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 し尿処理費の不用額3,297万7,000円の主な理由ということですが、まず、1点目が、委託料のうち処理施設運転管理等業務委託料、入札など執行した際の執行残が出ました。2点目としまして、需用費における汚泥再生処理センターの電気料、こちらが電気料金の国の補助によりまして高騰分で見込んでいた量よりも少なくてできたということ。3点目が、合併処理浄化槽の補助申請件数が見込みよりも少なかったことの3点でございます。

○斎藤万紀子委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 それは理解しました。

そしたら、これはもう支出済みなんですけれども、来年度予算が2億1,000万ということで増えているんですけれども、これについて何か分かる範囲で教えてもらいたい。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 6年度予算としましては、入札執行残も出るかもしれないんですけれども、今人件費の高騰もございますので、処理施設運転管理業務委託料などは例年より値上させていただいて予算措置させていただいているところが主な内容でございます。また、収集運搬の部分も運搬料等が上がってしまっておりますので、単価が上がるということで上がっております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 まず、170ページが一番下で太陽光発電所管理点検等委託料等ございますけれども、今現在この太陽光発電所は稼働してないというふうに聞いていたんですけれども、それでも委託料が発生してしまっている理由を一つ教えていただきたい。

あと、176ページ、資源ごみの回収手数料、これは自治会とかPTAが行なった際の手数料というふうにご説明ありましたけれども、これどういった形で手数料をPTAとかに払っているのかという、ちょっと仕組みを教えていただきたいと思います。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 まず、1点目の太陽光発電事業に関しての委託料264万640円でございます。おっしゃるとおり稼働はしていない状況なんですけど、契約内容としましてメンテナンス業務というものが入っております。実際私も立ち会っていることが何度

かあるんですが、業者のほうが実際に現場まで来まして点検しておるところ、プラス除草業務も入っております。また、残念ながら何回か盗難も受けて犯罪被害を受けてしまっているわけなんですけど、そういったときの緊急対応措置もひっくるめまして年間の委託契約となっているものでございます。

2点目が、資源ごみの回収手数料ということでございます。具体的に申し上げますと、全自治会のうち63団体が実施しています。PTAは南中と西中を除いた12校と社会福祉施設も参加いただいております。資源ごみにつきましてはリサイクル化できることから、各団体で回収していただきまして、その重さを報告いただいて、それに対して1キロ当たり3円の手数料を各回収団体にお支払い、申請いただいたところにお支払いしているという仕組みになっております。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 まず、その太陽光の委託料の部分ですけれども、今までは通常に稼働していてそういった委託料はかかっていたと思うんですけども、今現在稼働していない状態じゃないですか。稼働しているときと稼働していないときの委託料の差というのは、現在もちろんまだ修理も完了してないわけですから、委託料がその分安くなっているのかどうなのかを再度確認させていただきたい。

資源ごみのところは、PTAから集めたもの、資源化されて、費用がPTAとかに入ります。そのほかに、さらに羽生市のほうからもキロ3円で支払っているという認識でよろしいのかを、再度確認お願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 まず、委託料の部分なんですけれども、あそこのサンパークの施設自体が、イメージとすると包括委託的な委託をしている形になります。何か業務の一部を引っこ抜いて委託ということではなくて、常に基本的には業者が管理運営してくださいということで月幾らという契約にしているので、稼働していないからということで減額ということはしておりません。毎年同じような定額をその都度予算計上しまして、総額幾らで委託契約をしているという状況でございます。

次に、2点目の資源ごみにつきましては、団体が払っていただいて、さらにうちとしてもさらに払っているという形でよろしいかと思っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 資源ごみのほうは分かりました。

太陽光の委託料のところなんですけれども、この被害を受ける前と受けた後でももちろん太陽光の機械自体の点検というのはなくなっている、多少なりともあるかもしれないですけれども、管理量としては減っているのかなと思うんですよ。その関係で、じゃ委託料の料金のほうを、じゃちょっと減額になりませんかとかという、そういった交渉とかというのはしたことはあるんでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 まず、先ほども申し上げたんですが、業務量で決める契約をしていないので、基本的には月幾らというところで何かあれば全て対応していただく。今回も盗難被害、犯罪に遭ってしまった場合も、実際現場に来るということもイレギュラーで対応するなどがありますので、それで幾らか、例えば業務量で変化してしまいますと当然金額が上がるとかそういう考え方にもなってしまうんですが、定額の中で全てやっていただくという契約でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 5年度はゼロ円の収入なわけですね、予算が3,000万円で全然使えなかったと。それ、ここで言っているのかあれだけでも、どのように考えているのか。保険のほうは、例えば5年度の決算は319万円幾ら、その前の4年度は149万円、3年度は89万円、取られるたびに上がっていくわけですね。経費自体は、今の小林委員のとおり、管理は全部いつも同じ、保険料はどんどん上がっていく。そして、使えない期間の各年度の収入は使えなかった日があるので少なくなる、ましてや5年度は一円も入らない状態。これをどういうふうに考えていくのか。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 市としまして収入がなかなか上がってくるように復旧ができなかったことに対しまして、申し訳ございません。環境課としまして、もちろん早急に復旧しまして市の財産収入になるように努めてはありましたが、残念ながらこちらの意図とは別で、ケーブルがどうしても国内で調達できないという状況が発生してしまったため、今回、補正予算を組ませていただきまして早急に復旧したかったんですけれども、繰越しという形となってしまいました。申し訳ございません。

もちろん、保険金に関して受け取れるからあえて遅らせようという意図は全くござい

ませんでして、現在シミュレーションしておりますと、リース料が当初発生しておりますのでかなりの金額の支出があったんですが、それがリースが終わって市の収入、その3,000万の売電が丸々市の収入になるという年数に入ってから、あと予想だと1年かからない程度で累計黒字になりそうな金額までできております。

できれば早急に復旧したいんですが、やはり盗難が全国的に多発してしまっておりまして、過去の1回目、2回目の被害のときの復旧の仕方が、取られないようになり屈強といいますかコンクリートで埋めるとか、地下に入れてとかやったわけなんですけど、それでも突破されてしまって被害に遭ってしまったので、補正予算の中でも説明させていただきましたが、今回については警備システム、こちらについても当初のリース時代からついていれば、たればになっちゃうんですけども、こんなことも受けなかったかもしれませんが、復旧するには警備システムを入れることを考えておりますので、ケーブルが先に復旧してしまって施設稼働してその後に警備を入れてしまいますと、その期間に盗まれてしまうリスクもございますので、現在警備と施設の復旧をできるだけ差がないように、ぴったりぐらいで復旧したいということで考えております。時期につきましては、年内までには復旧させて売電ができるように努めていきたいということで、今調整しているところでございます。よろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 その警備システム、もちろんちゃんとやっていなかったということなのか分からないけれども、この間の議会の話にもありましたけれども、例えば貸しているところ、堀川産業が貸しているところかな、隣というか近所でやっているということは、そこは一切取られてないということなんですよね。そういうふうに最初からというか、例えば1回目に取りられた時点からでも考えることはできなかったの。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 盗難が初めてあったのは令和2年8月ということで、考えなかったのかと言われてしまいますと、結果、そこまでは影響しないだろうということで導入しなかったのかなという認識をしております。

ただ、先ほども申し上げたとおり、急激に盗難被害の件数が上がってきてしまっているというところで、実際に今令和6年に入ってしまったっておりますが、3回目の盗難が令和5年1月22日で下旬だったんですけども、そのときに既に復旧するには警備システムが必要という判断はしておったところではございました。ただ、いかんせん、その

ケーブルがどうしても手に入らないということで、ここまでずれてしまったという時系列でございます。

いずれにしろ、経費はできるだけかけないようにはしていきたいというふうに考えております。そのためにも、復旧は同じタイミングでできればというところで調整しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 何回言ってもしょうがないんだけども。

財政のほうにお願いしておいたんだけども、担当のほうで1回目の盗難があったときに、2回目、3回目、4回目、5回目というところで、幾日稼働できなかったか。それと、金額は大体決算書に載っていたんで分かるんですけども、その辺を後で配っていただければありがたいと思うんですけども。

あと、この前議会で材料代が6万8,000円とか何とかというようなことを言っていましたけれども、そのぐらいのものであったら、ケーブルというか、今太陽光だってまだ設備やっているでしょう、新設。やれないということがなかなか考えにくいんですけども、それを一日も早く、その工事もちろん、そのシステムも、警備システムをやって、せっかくの収入源である3,000万を、それに近い金額を一日も早く回収できるようにしてほしいと思うんですけども、いかがですか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 5回目の被害が細いケーブルでしたので、業者さんに見積もっていただいたところ、その金額だろうというところで被害届も出させていただきました。おっしゃるとおり、細いメインじゃないケーブル、その長さであれば、その分だけであれば、もしかすると今ケーブルも復旧できるかもしれないんですけども、今考えているのが、3回目の被害があってから復旧できておりませんので、全部を一体的に復旧するというので、通算3回目、4回目、5回目の部分を一体的に修繕したい、それを委員がおっしゃるとおり、早めに今できるよう調整しているところでございます。

売電ができなかった日数については、すみません、今手元にございませんで、後で配付させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○島村 勉委員 後でまた、じゃ聞きに行きます。

○齋藤万紀子委員長 資料のほう、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑は。

増田委員。

○増田敏雄委員 180ページの復旧処置等の委託料なんですけれども、パワーショベルが残念ながら引き上げなくちゃいけない状況。私から、ちょっと一緒に現場に行かさせていただいたんですけれども、旗もなければ、ポールもなければ、ロープもなければ、何か転落防止の対策が感じられない状況でしたので、起こったことはもうしようがないんですけれども、ほかの地区も何かいろんなそういうこと、危険な地区があると思うので、ロープなりポールなり旗なり、今後はこういうことが起きないように対策を打つというふうな考えはあるでしょうか。以上です。よろしくお願いします。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 こちらも、市に損害が出てしまって、大変申し訳ございませんでした。

おっしゃるとおり、当時は崖地に対して特にポール等、ロープがなかったというところでございますが、今年度に入りましてその辺を準備いたしまして、実際職員がやらずにプロに入っていただいてやっていただくということで、現在そういった対策を取っているところでございます。よろしくお願いします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 176ページのごみ収集事業の委託料のところなんですけれども、ちょっとごみの収集業者さんと話したときに、ちょっと人口も減った、ごみも減ったで、ちょっと台数減らされちゃったという話がありました。確かにそれはあると思います。その辺は多分委託料が少し減る要因になってきているのかと思います。

他方で、2024年問題とか、あとガソリン代も上がっているということで、これまでと同じ業務委託料じゃ多分ごみ屋さん、収集屋さんもやっていけなくなっているんじゃないかなと思います。そういった点で上げてくれみたいな話もあったんじゃないかなと。上がる要素はあるのかなと思います。

そういった中で、この委託料が去年とかその前とかと比べて内訳としてどのようなところが下がる要因になって、どのようなところが上がる要因になったのか、その変化の中身について教えていただければと思います。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 ごみ収集業務の委託料でございますが、減ったというのが、もしか

すると台数が減ったという、過去に契約上、3台で収集に周っていただくというのが2台になったというのは把握しております。

ただ、ごみの収集業務委託料に関しましては、委員のおっしゃるとおり減る要素というのは今のところ環境課としても減るとは考えておりませんでして、例えば可燃ごみの収集量は増加傾向で増えてしまっている部分もございます。加えまして、集積場も、昨年度の集積場の数が1,431か所だったのが1,455か所で増えております。これについては、各地区のいろいろ事情とか分譲が増えるとか、そういったことがかなりしまっているのかなというところで、金額についても昨年度に比べて微増ですが毎年増えていっている状況でございます。

今後やはり人件費ですとか、車両の維持費ですとか、上がる要素なのかなとは考えております。その辺は、こちらとしても下げてしまえば、委員さんのおっしゃるとおり、やってくれないというのは市にとって、市民にとってもよくないことですので、安定的にごみ処理ができるような体制をつくっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、台数が減ることがあっても、業務委託料はそれほど下がらないという、そんな理解でよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 過去、ごみの総量に関連して台数を減らした過去、経緯があったんですが、契約といいますか、それに関しては今現在上昇傾向でございます。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 あともう一点なんですけれども、182ページ、合併処理浄化槽設置整備事業に関するところで、合併浄化槽というのは、過去にもちょこちょこいろんなところでできていると思います。これに関しては、多分新しく例えば住宅街とかで合併浄化槽を造るときの補助金になっているのかなというところで、その辺のちょっと説明が1点。

あと、既にできている浄化槽、合併浄化槽に関して、何か助成とかないのかなというのがもう一点。というのは、前回もちょっと自治会のことを一般質問させてもらったんですが、合併浄化槽に関しても自治会単位なのか、それともそのまた特殊な分けし

た組や何かでやっているのか、ちょっとその辺様々だと思うんですけども、維持がやっぱり大変になってきていると。だんだん住んでいる人も高齢化していて、維持管理がなかなか大変になってきているという話も聞きます。そういったところに対して何か助成とか補助とかは、この中からされたりしているのでしょうかということをお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 こちらの補助金の制度の中身とすると、単独処理浄化槽ですとか、今はほとんど見ませんがくみ取り式のトイレ、それから合併処理浄化槽に転換する場合に対して補助を行っております。新築する場合、基本的に現在も100%と言っていいぐらい合併処理浄化槽か下水エリアだったら下水に接続されることになっております。単独処理浄化槽ですとかくみ取り槽ですと、そこから排水される水が河川などを汚してしまうというところで、そこを替えてくださいという補助制度になっておりますので、現在、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽とか、新築物件を買うから合併処理浄化槽を入れるとかということに関しては、補助はございません。今のところ、そちらは予定をしておりません。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 私もちっと合併処理のことで聞こうと思ったんですけども、ちっと確認だけさせてもらいます。

理由は分かりました。ただ、先ほど来、増田議員の質疑の中でし尿処理に対して不用額が出た。その理由の中で合併処理の設置数が少なかったということが入っていたと思うんですけども、まず、合併処理を設定する件数に対して、じゃ、どれぐらい6年度されたのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 5年度の不用額で合併処理浄化槽の件数が見込みより少なかったというところですか。

○野中一城委員 それが不用額に入っていたということですから、設定ですよ。その設定に対して少なかったんですけども、その設定をいただきまして分かりましたので、市としてはどれぐらい設定して、現実にはどれぐらいかかったかということ。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 見込みとしますと、予算上40件を見込んでおりました。5人槽、あと7人槽と4人槽とあるんですが、それで見込んでいたんですが、結果、5人槽が13件、7人槽が7件ということの結果になっております。予算の執行率で言うと71%。過去の数字から見て、令和4年度が97%、令和3年度が100%、令和2年度が98%ということで、過去補助制度、継続していた中でほとんど100%になっていたんですが、令和5年度になりまして減少傾向になってきております。今年度も件数多く取っているんですけども、こちらに関しては今県と連携しておりまして、もしかすると、台帳がちょっと市で正式に持っていない、浄化槽台帳というのを正式に持っていないものですから、県の浄化槽の協会というのが把握しているんですけども、今そこと連携しまして台帳整備とこの補助を続けるかどうかとも検討していきたい。もしかすると減少傾向ということは、ほとんどの地域で単独とかくみ取りからできる方に関しては変更しつつあるのかなということを感じております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほう、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時03分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 皆さん、改めまして、こんにちは。

観光プロモーション課長の出井でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介させていただきます。観光プロモーション課課長補佐兼観光

ブランド係長の秋本でございます。

○秋本 悟観光プロモーション課長補佐兼観光ブランド係長 秋本です。よろしくお願いいたします。

○出井昭悟観光プロモーション課長 それでは、着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、観光プロモーション課所管の歳出についてご説明申し上げます。

決算書の65ページ、66ページの最下段をご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費のうち、ふるさと応援寄附金事業でございます。

早速次のページに移ります。

最上段、本事業の歳出額3億3,346万196円について申し上げます。

本事業は、本市を応援してくださる市外の方から寄附を募ること及びお礼品を送ること、特例品のPRをするために要する経費を計上しております。令和5年度の寄附件数は1万3,379件、寄附額は2億1,303万1,000円で、前年度と比べまして、件数で3,439件、額では4,657万1,000円の増となりました。

それでは、第7節報償費から申し上げます。

報償金、ふるさと応援寄附返礼品6,391万2,560円は、寄附をいただいた方へのお礼としての返礼品代金でございます。本年度も引き続き、清涼飲料水やお酒、お米、イチゴ、藍染め、子ども用の玩具、MINOジャージ、地元農家による加工品、発芽玄米などがございます。また、このほか新たなものとしてケーキ、最中アイスなどが人気の返礼品となっております。

続いて、第11節役務費445万2,155円は、寄附をしていただいた方へのお礼の品の送料、運搬料、郵便料、及びクレジットカード等の決済に伴う手数料でございます。

第12節委託料3,346万6,138円の主なものは、寄附を受け付けるポータルサイトさとふるに対する委託料、そして、ポータルサイトのシステムを活用し寄附額の受領証明書を発行するための委託料、続いて、配送の効率化をして経費を削減するため、ポータルサイト運営会社が管理する返礼品の出荷一元化サービスを活用し配送するための委託料、最後に、寄附額の増額を図るため、ふるさと応援寄附に係る営業、サイト構

築、広告宣伝、システム対応、問合せ対応などの業務に関する委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料1,852万5,062円は、ふるさと応援寄附金の申込み受付ポータルサイト4社のシステム使用料、続いて、オンラインワンストップサービス使用料、最後に、ポータルサイト上で広告するために要する使用料でございます。

第24節積立金2億1,303万2,331円は、ふるさと応援寄附金及び預金利子を令和6年度事業に充当するため基金に積み立てたものです。なお、その財源といたしましては、29ページ、30ページの中段、第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金の備考中、6行目、ふるさと応援寄附基金利子、そして、次のページに移りまして、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目総務費寄附金のふるさと応援寄附金でございます。

続きまして、お手元の決算書201、202ページに移ります。下段の観光一般経費の部分をご覧ください。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費につきましては、四季を通じて各種イベントの開催や伝統芸能団体の支援等を行なっている観光協会補助金及び観光施設の維持管理のために要する経費でございます。支出額4,490万2,687円、不用額が233万7,313円、執行率は95.2%となっております。

なお、不用となった主なものといたしまして、役務費43万2,977円は、着ぐるみ修繕に係る運搬費用、クリーニングに係る費用の支出が抑えられたことが主な要因でございます。次に、負担金補助及び交付金56万4,632円は、羽生市観光協会補助金について、これまで開催していましたがさくらまつりの中止や謎解きラリーの参加者数が予算積算時の想定を下回ったことが要因でございます。

それでは、事業費の主なものにつきまして申し上げます。

202ページ、備考欄、右側の下段となりますが、観光一般経費4,490万2,687円につきまして、主なものについて申し上げます。

初めに、第8節旅費60万4,882円につきましては、友好都市金山町、観光交流協定都市富士河口湖町をはじめとした各種のイベント出展等に要した経費でございます。

次に、10節需用費101万7,597円でございます。

次のページに移ります。

主なものといたしまして修繕費29万9,728円でございますが、観光施設、公用車、着ぐるみの修繕であり、5年度はお種さんの資料館の漏水修繕及び着ぐるみの修繕

に伴うものでございます。

続いて、11節役務費48万9,023円につきましては、主に事務室の電話料、各種運搬料、車検などの手数料となっております。

続きまして、12節委託料69万1,004円は、記載のとおりでございますが、各種観光施設の管理、清掃業務が主な内容となっております。

次に、18節負担金補助及び交付金4,074万7,368円でございます。まず、補助金のうち観光協会補助金2,971万1,753円につきましては、各種イベント開催や伝統芸能団体の補助とその支援等を行う観光協会の運営及び人件費でございます。また、令和5年度につきましては、羽生城謎解きラリー開催事業費102万2,500円がございます。羽生市を周遊してもらいまして観光交流人口の増加を狙った仕掛けとして、市内の特徴的な観光資源を活用し誘客したものでございます。

次に、世界キャラクターさみっとin羽生開催事業交付金998万3,115円につきましては、下川崎公園及びイオンモール羽生の駐車場にて前年より規模を大きくして開催しましたが、様々な工夫により歳出規模は前年並みに抑えられたものでございます。

なお、世界キャラクターさみっとin羽生開催事業交付金の財源は、決算書31、32ページ中段にございます第18款繰入金、第1項基金繰入金、第2目ふるさと応援寄附金基金繰入金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとり委員 観光プロモーション課の所管部分で、昨年度の決算において特に注目していた部分とか事業とかございましたら、ご説明のほうお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、新事業でございます。先ほども説明ございました観光協会主催事業として羽生謎解きラリー開催事業がございました。観光協会を支援することによって、自然、文化、商工業、農業、技術、イベントなどの地域資源を効果的に活用して、市民の交流を促進して人づくりをしていくんだということが主な目的でございました。参加者数も605人と多くございました。

そして、重点事業といたしましては、ふるさと応援寄附事業がございました。当課は

シティプロモーションの担当課でございます。この事業を通じまして地域の資源、地域の物産、そういったものの販路拡大のため、ふるさと応援寄附金事業を活用させていただいて続けていければと考えています。そして、各事業者さんが新規返礼品の数を多くして、さらに拡大していければいいなということでございます。

そして、最後に、世界キャラクターさみっと in はにゅうの開催事業でございます。こちらにつきましては、もう13回目を今年で迎えます。ファンの要望もございますけれども、地域創生ということで、自治体や関係団体の要望もございます。この13年の長きにわたって開催してきたということで、その受皿としてやはり羽生市として責任があることではないかということで開催してきているものでございます。

以上が令和5年度の新規事業、重点事業ということで説明させていただきました。ありがとうございました。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 ふるさと納税について、これ行田、加須に比べて頑張っていると思うんですけども、PRは一生懸命やっていると思うけれども、どんな方法で一生懸命やっているか、それが1つ。

羽生は大して特産物といっても米だったり、あるいは酒といっても、そんなに有名なものもないけれども、上から5番目ぐらいまでになるとどんなものが出ているのか。

それと、この間広報見たら一番高いものは釣り具だったね。あれが出るときはあるんですかね。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、PR方法というご質問でございました。こちらにつきましては、ふるさと納税の制度はインターネットを通じたものでございます。委託事業を通じてポータルサイトの見え方であるとか、検索したときにどれぐらい画面の上に羽生市の表示が出てくるか、そういったところを委託業者と一緒に研究して回数を上げていくと、ページを見てもらうというようなPRの方法が今どきだということでやらせていただいているということになります。まずは、そのような形でインターネット上で行わせていただいております。

続いて、上から5つまでということでございました。上から申し上げますと、リポビタンD、そしてペプシ、そして東亜酒造のお酒、化粧品、そして先ほど説明させていた

いただきましたケーキなどがございます。

釣り具につきましては、年1本程度ということで捉えていただけると非常に助かります。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 ちょっと細かい部分なんですけれども、令和5年度の予算計上の中ではイラスト画像編集ソフト講座受講がありまして、ここに載ってないんですけれども、これは受講されたのか。そういう企画内容ですから、PR等に活用するといいいんですけれども、どのようにそれが活用されているのか、お伺いします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 昨年度は、残念ながら、コロナ禍を明けて本当は使うべきところでしたが、使用はしておりません。今年度につきましては、参加していただこうと思っているところでございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時23分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成です。よろしくお願ひいたします。

同席する職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 小林でございます。よろしくお願ひいたします。

○今成義暢商工課長 恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、商工課所

管部分について主なものを説明申し上げます。

お手元のタブレット端末に表示しました決算書の183、184ページをご覧ください。

第5款労働費について説明申し上げます。

予算現額4,702万1,000円に対しまして、支出済額は4,615万5,993円で、執行率は98.2%でした。

最初に、第5款労働費、第1項1目労働諸費について申し上げます。

本目は、市内の企業に勤務する勤労者の福祉の向上を図るための費用であり、予算現額2,506万8,000円に対しまして、支出済額は2,475万3,740円で、執行率は98.7%でした。

それでは、事業別に申し上げます。

184ページ、右側の備考欄をご覧ください。

まず、労働諸費一般経費のうち主なものを申し上げます。

7節報償費2万3,640円は、隔年で開催しております優良商工従業員表彰式において11名の受賞者へ贈呈した記念品でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金のうち補助金といたしまして、シルバー人材センター運営費補助金1,540万円がございました。こちらはシルバー人材センターの運営費を一部補助したものでございます。

次に、◎労働者資金貸付事業でございます。

20節貸付金350万円は、産業労働者のための住宅資金の貸付けを実行する際、中央労働金庫久喜支店にこの金額を預託し、融資を行なってもらうものでございます。

次に、◎中退共特別会計繰出事業でございます。

27節繰出金につきましては、一般会計から特別会計に対し553万7,000円の繰出しを行っております。詳しくは、明日ご審査いただきます議案第61号 令和5年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算で説明いたします。

続きまして、第2目労働施設費について申し上げます。

本目は、勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生の管理運営に係る費用であり、予算現額2,195万3,000円に対しまして、支出済額は2,140万2,253円で、執行率は97.5%でした。

それでは、事業別に申し上げます。

◎労働施設一般経費のうち主なものを申し上げます。

12節委託料、勤労者総合福祉センター指定管理料は、毎日興業株式会社がワークヒルズの指定管理者として管理運営に当たるための委託料で、2,123万4,000円でございます。

続きまして、ページが飛びますが、こちらの199、200ページをご覧ください。

第7款商工費です。

予算現額4億4,388万5,000円に対しまして、支出済額は3億6,439万2,436円で、執行率は82.1%でした。

最初に、第7款第1項商工費、第1目商工総務費でございますが、本目の◎職員人件費（商工総務費）は、商工課と観光プロモーション課の職員10名分の人件費です。

続きまして、第2目商工振興費について申し上げます。

本目は、羽生市の商工業の振興を図るため、地場産業や商店街などに関係する組合、団体などに対して各種の支援を行うための費用であり、予算現額2億5,310万7,000円に対しまして、支出済額は1億8,006万6,677円、執行率は71.1%でした。

次に、本目における不用額について、その主なものを申し上げます。

18節負担金補助及び交付金の不用額1,123万3,079円は、燃料価格高騰対象補助金等の申請が見込みより少なかったことによる不用額となっております。

それでは、事業別に申し上げます。

まず、商工振興一般経費です。主なものとして、道の駅の指定管理に要した支出が挙げられます。具体的には、11節役務費の電話料の全部、12節委託料の警備業務委託料の全部、13節使用料及び賃借料のテレビ受信料の全部、18節負担金補助及び交付金の負担金の全部、ただいま申し上げた部分が主として道の駅はにゅうの施設管理に要した支出となっております。

道の駅はにゅうの施設管理以外の支出について、2点申し上げます。

1点目は、13節使用料及び賃借料の使用料のうち、事業者向けLINEサービス使用料6万500円は、LINEを活用した事業者向け情報配信サービスに係る費用で、これは市が運用する事業者向け公式LINEアカウントを活用し国や県・市が提供する各種補助金情報やセミナー情報を随時配信するもので、令和5年度からスタートした事業です。令和5年度は計72件の配信をいたしました。

また、ページの一番下にあります住宅改修補助金は、市民がリフォーム工事を市内業者で行なった場合に工事費の5%、上限10万円を補助するものです。令和5年度の申請実績は108件、791万で、予算額800万円に対し、執行率98.9%に当たる申請をいただきました。

次に、202ページをご覧ください。

ページ右側の一番上の◎商工業振興助成事業でございます。本事業が、商工課で行う事業者支援のための主要の補助事業です。

18節負担金補助及び交付金には、全部で12の補助事業があり、そのうち8つが団体に対する団体補助で、残り4つが政策目的実現のための政策補助となっております。地方創生臨時交付金を活用して一部臨時的に助成を行い、事業者支援に取り組みました。

この中で主な団体補助について説明申し上げます。

まず、補助金から数えまして7行目の商工業支援事業費補助金3,659万4,417円は、商工会主催のプレミアムつき商品券事業、その他の中心市街地活性化を目的とした事業に対して商工会に補助を行いました。詳細な内訳につきましては、決算附属資料の94ページを後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、その下、羽生市商店街エリアマネジメント事業補助金30万円は、商店街のエリア価値を高めようとする活動をする組織に対して、その人材育成を目的に補助を行いました。具体的には、MALL DESIGN実行委員会を対象として、そのメンバーがセミナー等へ参加する際の受講料や資格取得費、専門家の派遣によるコンサルティング費用に対して補助を行いました。

次に、政策補助を説明いたします。

政策補助は、全部で4つです。この中で特に昨年度臨時に実施しました2つの補助事業について説明します。

まず、18節内の下から2行目、燃料価格高騰対策補助金は、ガソリン、軽油、重油、灯油、LPガスの負担軽減を目的として事業者支援を実施しました。そして、その下の新規事業チャレンジ補助金は、アフターコロナ禍であっても新規事業に挑戦する事業者に対して助成するもので、新商品の開発や広告費などに要する経費の一部を支援しました。

ただいま申し上げました臨時の2つの政策補助につきましては、令和5年度では延べ102の事業者に対し、およそ2,100万円規模で支援を行なった結果となりました。

次に、◎創業支援事業でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金といたしまして創業支援事業補助金が236万5,000円です。これは、市内で新たに創業する要件を満たした方に対して、その創業に要する費用の一部を補助したものでございます。令和5年度は3件の申請実績があり、そのうち3件とも女性創業でございます。詳細につきましては、決算附属資料94ページを後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、創業支援セミナー開催補助金32万1,000円は、創業に関する情報を学ぶセミナーを商工会と協力して開催し、開催費用の半額を補助したものです。

続きまして、こちらの205、206ページをご覧ください。

第4目市民プラザ費について申し上げます。

本目は、中心市街地の活性化の拠点である市民プラザを管理運営するための費用で、予算現額6,689万8,000円に対しまして、支出済額は6,434万6,727円、執行率は96.2%でした。

次に、本目の不用額について申し上げます。

12節委託料の不用額89万5,046円は、施設総合管理及び清掃業務委託料の入札執行による減額と、シルバー人材センターの年度額確定による減額が主な要因です。シルバー人材センター委託業務は、概算での契約の後、年度末に勤務実績に合わせた精算を行うため、例年契約額の変更が生じております。

13節使用料及び賃借料の不用額64万2,671円は、当初計画していた電話機の更新について、旧来機器の状態が良好であることや経費削減、業務軽減の観点から継続使用を可能と判断しまして、これを見送りました。その結果、本リース契約期間が満了した古い機器のリースを安値、安価にて継続できる再リース契約としたことにより、予定していた新規機器のリースと比べて費用が圧縮できたことが主な要因です。

また、14節工事請負費の不用額43万2,190円につきましても、電話機の更新を見送ったことによる工事の未執行によるものです。

それでは、206ページ、右側の備考欄、市民プラザ経費の主なものについて申し上げます。

まず、1節報酬393万4,422円は、会計年度任用職員報酬でございます。これは、市民プラザが定休日なしの体制を保つため、4人分の報酬に当たります。

次に、10節需用費のうち、修繕料204万9,998円です。詳細につきましては、

後ほど決算附属資料29ページ、市民プラザの営繕をご覧いただきたいと存じますが、令和5年度中は計14件の修繕を行いました。築41年が経過し、設備系の老朽が目立ってきております。中でも空調をはじめとする配管系の修繕が多くなってはおりますが、引き続き優先順位を見極めながら維持管理を続けてまいります。

最後に、12節委託料3,627万954円は、市民プラザの施設管理、維持のために行なった委託で、全部で17業務となります。その主なものとしまして、市民プラザの施設全体の設備管理と清掃等の業務委託が2,574万円、夜間の窓口の委託料が407万4,810円、そして消防設備の点検委託料88万円がございます。

以上をもちまして商工課所管部分の主なものの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 商工課所管部分において、昨年度の決算における新規事業とか重要部分について、ご説明のほうお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 令和5年度決算における商工課での新規事業及び重点事業ということでございますが、2点申し上げます。

1点目が、新規事業でございますが、事業者向けのLINE配信というものを、先ほどの説明でもさせていただきましたが、開始いたしました。4月は準備期間ということで、実際には令和5年5月からスタートさせていただきましたが、配信のほう72件ということでさせていただいたんですけれども、これは事業者向けに特化したLINEということで、事業者に対して広く今後も使っていきたいと思っております。

そして、重点事業ということで2点目でございます。中心市街地のための取組になります。経営者の高齢化や市街地の魅力の創出といったことで、空き店舗の増加を少しでも抑制するために空き店舗対策補助金ですとか創業支援補助金、そういったものを整備しまして各資源を相互に連携させて、空き店舗の抑制、市街地の活性化に努めてまいりました。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 202ページ中のことなただけけれども、女性の創業者が3件いたと言っていましたよね。それはいいことなただけけれども、この令和5年度の中でもう新規にトータルで何件ぐらい新規事業を始めた人がいるかどうかと、多分資金不足するから羽生の制度資金、そういったものも結構使っていると思うだけけれども、どんな制度資金があって、どのぐらい平均して出しているか聞きたいんですけれども。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 2点のご質問だと思います。

1点目が、羽生市内で商工課のほうで把握している創業者の件数ということ。

○小野田和男委員 羽生市で新規事業等をやるときに、多分資金申込みを商工会が受けるんで来ると思うんですよね。保証協会とかいろいろ使うと思うだけけれども、そういうのは、どんな制度を使えて、平均で幾らぐらい借入れがあるのかなと。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 まず、市の制度融資の利用者なんですけれども、申込みとかがゼロ件なんです。実際には県の制度融資とか使っている方がいらっしゃると思うんですが、県の制度融資につきましては、市のほうの受付とかということではなく商工会通じることになるので、ちょっと数のほうの把握はしていないという状況なんです。

昔はあったんですけれども、今はゼロ。

○斎藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 ゼロということは非常に残念なことなただけけれども、超零細というか金のない人が事業を始めるときは、どうしても羽生の商工会の窓口へ来たり、埼玉県保証協会の制度資金を使ったりするわけで、それがゼロというのは、ちょっとPRが不足か、それとも相手方が気にしてないのか、どちらかだと思うだけけれども、どう思いますか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 PRのほうもさせていただいているんですが、件数としてはゼロということになっていきますので、具体的に今後はお客様のニーズのほうの把握に努めるとともに、あとは、制度融資の利用はゼロなんですけれども、その他の補助金事業の案内等、利用もさせていただいていますので、両方一生懸命周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 それと、成功した例の東町に焼肉屋がオープンしたのは、多分そっこの制度を使ったと思うんだけど、なかなか盛況にやっていますよね。それと、相生町の通りに2年ぐらい前にオープンした店があったね、あれいまだにつぶれないでやっているけれども、その資金は使わなかった。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 東町のお店につきましては、我々の制度、創業支援事業補助金を使っていたいております。2点目の相生町の店は、すみません、具体的にちょっと浮かばなかったもので。

○小野田和男委員 ああそうか、分かりました。

もう一つ、いいですか。

○今成義暢商工課長 もしそこがタルト屋さん、お菓子屋さんであれば、利用はしております。

○小野田和男委員 菓子とか俺も寄ったことがないから、分からないんだよね。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 これは200ページか、住宅改良補助金なんだけれども、これは条件いろいろあると思うんですけど、知っている人は羽生の業者の人が逆に依頼者に説明しているようなんですけれども、詳しい使い方、条件みたいのはどういのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 住宅改修補助金の内容、中身なんですけれども、市内に住んでいる方、市民の方が市内のリフォーム業者を使っていたきましてリフォームした際に、5%で上限10万ということで補助金を交付する制度なんですけれども、その他に交付条件としましては、市税の滞納がない方ですとか自宅の所有者であることですか、そういう要件はございます。

以上でございます。

○小野田和男委員 分かりました。たまたま使った人がいたので、もっと使えばいいのと思ったもので。すみません、ありがとうございます。

○今成義暢商工課長 1回限りとなっております。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 206 ページ、市民プラザの経費の部分なんですけれども、いろいろと備品を買い替えているという話ですけれども、音響関係ですね、スピーカーとかマイクとか、あそこら辺というのはこの中のどこに入るものですかね、リースなのか、それとも所有物なのか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 音響関係につきましては、所有物になります。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうすると、その関係で、もし新しくしたりとか修理したりとかといった場合には、この中の修繕費なのか、あと購入とか、どこになるのか。消耗品、備品に載っているかと思うんですけれども、もし令和5年度で音響関係とか、もし新しくなっているものがあれば、ちょっと教えてもらいたい。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 音響関係ということでありましたらば、昨年度は修繕ですとか購入ですとか、そういったものはございません。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

市民プラザ、結構私も利用しているというか行く機会が多いんですけれども、結構マイクとかスピーカーが大分故障というか悪いかなという感じがいたしましたので、ちょっと入ってればいいなというのがあったんですけれども。そういった部分で、今後この修繕とかそういったところでうまくやってもらえればいいと思います。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。今後検討させていただいて、利用者にとって使いやすい施設を目指していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号、農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○岡田隆史農政課長 農政課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、本日同席します職員を紹介します。

課長補佐兼農村整備係長の中嶋です。

○中嶋英貴農政課長補佐兼農村整備係長 中嶋です。よろしくお願いいたします。

○岡田隆史農政課長 恐縮ですが、着座で失礼いたします。

それでは、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、農政課が所管します歳出、第6款農業費について説明いたします。

歳入歳出決算書は、185、186ページになります。

なお、説明に当たりまして、金額は1,000円未満を切り捨てで申し上げさせていただきます。

第6款農業費は、予算現額4億6,111万5,000円に対しまして、支出済額3億8,828万1,000円で、執行率は84.2%、2,500万円の繰越明許費を除き、不用額は4,783万3,000円となりました。不用額の主な内容につきましては、各事業の中で改めて申し上げます。

それでは、目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、1目農業委員会費は、農業委員会事務局の職員人件費及び委員会の運営に要した経費です。

備考欄、中段の◎農業委員会一般経費のうち、主なものについて申し上げます。

第1節報酬のうち委員報酬1,090万3,000円は、農業委員10名並びに農地利用最適化推進委員14名の報酬です。

次のページに移ります。

備考欄、上から4行目、12節委託料のうち、国有農地管理委託料37万7,000円は、市内にある国所有の農地について除草等の管理をするための委託料です。

なお、財源につきましては、全額国からの委託金を充当しております。

続きまして、中段の第2目農業総務費について申し上げます。予算現額8,375万5,000円に対しまして、支出済額は8,117万6,000円で、執行率は96.9%です。こちらは、主に職員人件費及び臨時職に関わる経費です。

次のページ、189、190ページをご覧ください。

第3目農業振興費は、農業政策及び就農支援対策等の農業振興に要した経費です。予算現額1億1,406万2,000円に対しまして、支出済額6,736万6,000円で、執行率は59%、繰越明許費2,000万円を除き、不用額は2,669万5,000円となりました。不用額の主なものは、農業振興助成事業の18節補助金において、農業用肥料高騰対策補助金及び農業災害対策事業補助金の申請が見込みより少なかったことによる補助金の残でございます。

では、備考欄の農業振興一般経費の主なものを申し上げます。

12節委託料、羽生チャレンジファーム周辺施設連携業務委託料99万9,000円は、令和2年3月に埼玉県及び埼玉県公園緑地協会と羽生市の三者で締結した覚書に基づき、水郷公園内の水辺の花畑広場においてハーブを生かした広場の活用のため、その栽培や成育管理に要した経費です。

1行下のアライグマ等捕獲処理業務委託料194万4,000円は、アライグマの捕獲数がここ数年急激に増加しており、その引取り及び処分を委託した経費です。

続きまして、18節負担金補助及び交付金のうち、農業再生協議会補助金252万7,000円は、国の経営所得安定対策事業の実施に必要な推進活動や要件確認等に要した経費で、財源につきましては全額国費となっております。

次のページ、191、192ページをご覧ください。

農業振興助成事業の主なものを申し上げます。

18節負担金補助及び交付金の補助金のうち、経営体育成支援事業補助金300万円は、地域農業の担い手の育成及び確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援する国の補助事業で、補助率は10分の3以内です。上限300万円となっております。令

和5年度は1件が採択され、6条刈りのコンバインの導入に対し補助金を交付しました。なお、こちらの補助事業の財源についても、全額国費の活用です。

次に、農業災害対策費補助金948万1,000円は、令和5年6月から9月の高温干ばつによる水稻と大豆の農作物被害に対し、令和5年11月21日に埼玉県と羽生市の両方で特別災害に指定し、次期作用の種苗購入費用、肥料購入費用の支援を行なったものです。補助金の負担割合は、県2分の1、市2分の1です。

その下、農業用肥料高騰対策補助金2,038万3,000円は、肥料費の価格高騰により生産に関わるコストが増加している市内農家の負担軽減を図り、営農の継続につながるため、肥料費の一部を助成したものです。

次に、新規就農支援事業の主なものを申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち、青年就農給付金（経営開始型）285万円は、営農開始直後の経営が安定しない期間の支援として認定新規就農者2名に対する給付金で、補助率は国10分の10です。

次に、第4目畜産業費について申し上げます。

こちらは、畜産農家の経営の安定を図るため実施する事業に要した費用です。予算現額137万円に対し、支出済額は135万6,000円で、執行率は99%、不用額は1万3,000円でした。

畜産振興助成事業、18節負担金補助及び交付金のうち補助金、市家畜自衛防疫協議会補助金126万円は、家畜伝染病予防のため、市内5戸の畜産農家を実施する検査や予防注射に対しての支援です。

次に、第5目農地費について申し上げます。

こちらは、農業用排水路改修工事をはじめ農業生産基盤の整備及び維持管理に要した経費です。予算現額1億6,761万7,000円に対しまして、支出済額1億5,699万8,000円、執行率93.7%で、不用額は1,061万8,000円となりました。不用額の主なものは、18節負担金補助及び交付金において、県営埼玉型圃場整備事業村君地区の令和5年度事業費が見込みより少なかったことや、県が実施する弥勒北の農業基盤整備基礎調査の委託費が見込みより少なかったことに伴い、合わせて市負担金が減ったものです。

それでは、農地費の主な内容について申し上げます。

次のページ、193、194ページをご覧ください。

備考欄の一番上、農地一般経費の12節委託料、多面的機能支払事務支援委託料121万円は、多面的機能支払交付金の交付に際し、必要な各地区、12組織の現地確認業務を埼玉県土地改良事業団体連合会へ委託した経費です。

この費用は、国負担10分の10の多面的機能支払交付金を活用しております。

続きまして、用排水路改修事業です。

12節委託料、調査測量設計委託料538万円は、用排水路改修工事等のための調査測量設計業務に要した費用です。

14節工事請負費、用排水路改修工事請負費4,494万6,000円は、地区要望等に関わる用排水路改修や転落防止柵設置等に関わる工事費です。詳細につきましては、決算附属資料28ページに載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、団体助成事業の主なものについて申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち負担金、圃場整備事業負担金6,901万6,000円は、令和3年度より事業化された村君地区、井泉大房地区における事業費に関わる市の負担金です。

次に、交付金、多面的機能支払交付金は2,260万6,000円ですが、農地の多面的機能が適切に発揮されるよう、農地の法面の除草、水路の泥上げなど、地域の協働活動の支援に要した費用です。昨年度は、市内12団体、農地面積約537ヘクタールに対し交付しております。

なお、財源でございますが、事業費の4分の3につきまして国・県の交付金を活用しております。

次に、下段の第6目農村センター費は、三田ヶ谷農村センターの管理経営及び施設維持管理に要した費用です。予算現額535万3,000円に対しまして、支出済額480万4,000円、不用額は54万8,000円で、執行率は89.7%です。

それでは、農村センター一般経費の主なものを申し上げます。

ページが移ります。

12節委託料のうち、農村センター管理業務等委託料202万円は、建物管理業務をはじめとする夜間警備や消防設備保守点検など7つの業務委託に要した経費です。

次に、中段の第7目市民農園費は、東4丁目にあります市民農園の管理運営に要した経費です。予算現額83万円に対し、支出済額70万6,000円、不用額は12万3,000円で、執行率は85.1%です。令和5年度末における利用状況ですが、全

95区画のうち95区画が利用されております。特にここ数年の傾向としては、ネパールなど東南アジア系の外国人の方の利用が増加している状況です。

次に、下段の第8目農林公園費は、三田ヶ谷農林公園の管理運営及び施設維持管理に要した経費です。予算現額5,291万円に対しまして、支出済額は4,264万8,000円、執行率は80.6%です。繰越明許費500万円を除いた不用額は、526万1,000円です。不用額の内容としましては、農林公園一般経費の18節負担金補助及び交付金における株式会社羽生の里財政支援補助金が見込みより少なかったことによる残、そして、農林公園施設整備事業の14節工事請負費における三田ヶ谷農林公園施設整備改修工事の執行残です。

それでは、備考欄の三田ヶ谷農林公園一般経費のうち、主なものについて申し上げます。

ページが移ります。

上から4行目、12節委託料の農林公園指定管理料2,720万円は、令和5年度から始まった三田ヶ谷農林公園の指定管理料です。

18節負担金補助及び交付金の補助金、株式会社羽生の里財政支援補助金491万8,000円は、株式会社羽生の里に対する解散及び清算のための助成金です。株式会社羽生の里では、この助成金を主に埼玉りそな銀行からの借入金1,940万円の返済に充てております。

最後に、三田ヶ谷農林公園施設整備事業について申し上げます。

14節工事請負費の農林公園施設改修工事請負費682万円は、農業物産館自動ドア設置工事に要した経費です。

以上で農政課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 暫時休憩いたします。

再開は1時10分といたします。

午後 零時09分 休 憩

午後 1時10分 開 議

○齋藤万紀子委員長 午前中に行われました農政課長の説明に対し質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 農政課の所管部分における新規の事業と、あと重点項目等ございましたら、ご説明のほうお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 重点事業ということで3つ挙げさせていただきます。

1つ目は、それぞれ補正予算、6月補正と12月補正でしたが、緊急対応となりましたけれども、農業災害対策事業補助金及び農業用肥料高騰対策補助金による農業者への支援です。農業災害対策事業補助金は、令和5年6月から9月の高温干ばつによる水稲と大豆の農作物被害に対し、令和5年11月21日に埼玉県と羽生市の両方で特別災害に指定し、次期作用の種苗購入費用、肥料購入費用について支援をさせていただきました。143人に対し計948万1,503円を支援しております。農業用肥料高騰対策補助金は、円安やロシアのウクライナ侵攻に起因する物価高騰により肥料価格の高騰が続く中、生産に関わるコストが増加している市内農家の負担軽減を図り、営農の継続につなげるため、肥料費の一部を助成させていただきました。こちらは、377人に対し計2,038万3,700円を助成しております。

2つ目は、圃場整備事業の推進です。現在、羽生市では、圃場整備事業の工事としては2か所、県営大房地区29.6ヘクタールと同じく県営村君地区51.4ヘクタールが動いています。大房地区、村君地区とも令和3年度から工事に着手しておりまして、令和5年度は、大房地区10.7ヘクタール、村君地区14.4ヘクタールの工事を行いました。大房地区は今年度、令和6年度の事業完了、村君地区は来年度、令和7年度の事業完了予定です。

そして、公社営埼玉型藤井下組地区第2期は、令和6年度から用地測量と設計に着手しており、令和7年度に工事完成予定です。

また、今回9月議会で補正予算の議案を出させていただきました、県営機構関連の弥勒北地区については、現在基礎調査や地元調整をやっている状況です。

3つ目は、指定管理者制度による三田ヶ谷農林公園の運営開始と株式会社羽生の里の解散です。令和5年4月より三田ヶ谷農林公園の施設に新たに指定管理者制度を導入し、株式会社アグリメディアによる管理運営がスタートしました。併せて、株式会社羽生の

里が役目を終え、解散及び清算結了に関わる手続が令和5年12月22日に終わり、株式会社羽生の里は消滅いたしました。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方、いかがでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 190ページのアライグマ、これは先ほど課長に聞いたら、増えているよと言っていたんですけども、確かに村君辺りを7時頃、私も散歩するタヌキを見ましたけれども、アライグマは見えていないんですけども、これは猿もタヌキもいるんだけれども増加傾向で、同じ利根川を控えた行田、加須辺りと比べるとどうなんですかね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 羽生市のほうはここ最近増えておりまして、令和3年度から申し上げますと、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネを含めまして令和3年度は179頭、令和4年度は198頭、令和5年度は微増で203頭という結果となりました。行田、加須、県内どこもだと思んですが、頭数は増えているものと思われまして。やはりアライグマが生息しやすい環境というか、どこに行っても畑があつて野菜は食べ放題みたいな状況ですので、このままどんどん増え続けるんじゃないかなというふうな感じだと思います。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 それだけ増加していますと、ここに処分費用が出ているけれども、これからもどんどん増えていきますよね。5年後かなり増えると思うんですけども、どうしたらいいんでしょうかと聞いても、分かんないやね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 実はこの処分費194万4,250円なんですけど、令和5年度は101頭分の処分費ということで、残りの102頭については市の職員が最終処分場のところにある建物で直接安楽死というか、ガスで安楽死させております。この101頭分については業者に支払った処分費で、残りについては職員が処分しておりますので、増えた分については、今後も職員が引き受けて処分しなくちゃならないのではないかなということで思っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 192ページなんですけれども、経営体育成支援事業、これ1件ということなんです、これは何を、どんなものの支援、1,000万のやつが300万ということだよ。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 ちょっと画面のほうがあればですけども、この300万円、こちらは川俣の法人が、そちらがコンバイン6条刈り、費用にしますと1,654万4,000円のものなんです、そちらを購入しております。国の補助金10分の10ということで、事業費の3分の1で上限300万円なんです、10分の10の300万円を国のほうから頂いて、そのまま交付するような形を取っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは株式会社でも何でもいいんだ。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 個人でも法人でも大丈夫です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 審査は何か基準がちゃんとあるわけね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 こちらは、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が農業経営の発展、改善を行うため、取組目標を設定し、その達成のために必要な機械や施設の導入を支援するというので、取組目標が設定されております。取組目標としては、付加価値額ということで、金額、収益をどれぐらい増やせるかということとか、米の耕作面積をどれだけ増やせるかという目標が設定されていて、そのほか労働時間をどれだけ短縮できるか、そういった目標を出していただいて、それについては県のほうと一緒に審査するような形を取っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それと、その下の青年就農給付金が今回は2件ですか、2名。これは、

どういう職種とどういう感じですか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 概要としましては、次世代を担う農業者となることを志す者に対し就農直後の経営確立を支援するというので、こちらも財源としては国10分の10ということでございます。

まず、1人目は、手子林で水稲15町やっている方、それから併せて施設野菜として小松菜1反をやっている方ですね。そちらに135万円。それから、もう一人が、新郷でハウレンソウを4反5畝やっている方に対して、こちらは150万円の助成となっております。この制度が毎年少しずつ変わっていますので、補助額が時期によって、上半期75万円だったり下半期60万円だったり、ちょっと制度が変わりますので、金額が変わっているような状況です。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 いずれにしても10分の10が国からというわけ。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 10分の10が国から入っております、歳入としましては、歳入のページを出しますのでお待ちください。

こちらが、15款県支出金、2項県補助金、4目農業費県補助金、1節農業費補助金ということで、新規就農総合支援事業費補助金ということで285万円、全額が県のほうを通して入ってきております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 新規就農が令和4年度の決算だと280万ぐらいになったんですけども、今年は6万8,000円、これはいないということ、いなかったということですか。

○岡田隆史農政課長 今年の予算。

○島村 勉委員 予算じゃないよ、決算。4年度の決算は282万、5年度の決算は6万8,000円。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 すみません、6万8,963円については、新規就農、後継者育成事業費補助金なんです、これは農業大学校への就農研修支援、事業費2分の1、教科

書の購入10分の10を出した費用でございます。東3丁目の方が農業大学校に行くということで、授業料と教科書の補助をさせていただいたものです。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 去年の280万は。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 さっき言った画面のほうを見ていただきますと、さっきの285万は、この青年就農給付金（経営開始型）、これを2名の方に150万円と135万円の補助をした。その下の6万8,983円は、農業大学校の教科書代と授業料の補助ということでございます。

○齋藤万紀子委員長 昨年度の決算と比較してということですよ。

○岡田隆史農政課長 昨年度の決算。

○島村 勉委員 後継者育成事業補助金が282万あったんだよね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 すみません、新規就農、後継者育成事業費補助金は、昨年度の決算はゼロで、昨年度の青年就農給付金（経営開始型）は150万円。この282万、一番下のやつですね。ちょっとお待ちください。

ちょっと資料あるんですけども、ちょっと調べて後で回答させていただきます。申し訳ございません。

○齋藤万紀子委員長 また、よろしく願いいたします。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

小林委員。

○小林誠弥委員 198ページの農林公園のところなんですけれども、すみません、私のほうでよく理解してなくてちょっと確認なんですけれども、賃借料、土地借上料とかレジスター借上料等があるんですけれども、これは一部何かあれですか、農林公園で一部借り上げている部分があるという認識でいいのか。あと、レジスターというのを借上げというのは、どういうところで使われているのか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 まず、土地借上料なんですけど、土地借上料については、三田ヶ谷の交差点の角にキヤッセの案内広告看板を設置しておりまして、その看板のあるところの地主に支払っている1年間の土地の賃料ということでございます。

それから、ポスレジスター借上料については、こちらは昨年までは羽生の里が直接ポスレジの費用を借り上げて、リース会社のほうに払っていたんですが、羽生の里が解散するというので、その代わりに市のほうが立て替えてこの金額を払いまして、その金額についてはアグリメディアのほうからその分を全額いただいております。

金額は、画面で言いますとこの部分です、130万6,368円、こちらをアグリメディアのほうからお金をいただいて、リース会社のほうに払うような形になっております。

〔「それはどこにある、入りは」と呼ぶ者あり〕

○岡田隆史農政課長 38ページです、歳入の38ページの上から5行目です。

〔「エアコンは」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 エアコンのほうなんです、エアコンのほうは昨年9月に壊れてまして、施設のほうは市の管理する建物ですので、それについては市のほうで借り上げて負担しております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 エアコンのほうはもう壊れちゃったんで、それはなくなったということですけども、それまでは建物というかレジとエアコン、これは市の所有物で、実際に使っていたのはこの株式会社羽生の里ですよね。ということ、まずちょっと確認させてください。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 ポスレジスターについては、もともと羽生の里が契約を結んで借りていたものを、解散するというので市のほうが引き継がなければならなくなったということで、ポスレジのほうは引き継いで、そのお金を新しく入れたアグリメディアのほうから丸々いただいたということです。

エアコンについては、建物同様に建物の附帯設備ですので、エアコンについては市が修繕とかその辺をしなくちゃいけないということになっておりまして、エアコンは一時的というか、また今年リースで交換させてもらったんですが、借上げということでレンタルで借りて、市の負担で支払ったものです。

エアコンは市の施設、ポスレジは営業のための業者のものという解釈でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 当初の予算のときには、そもそもエアコンというのは記載されていなかったんですけども、途中でエアコンをつけた理由というのは何ですか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 物産館のエアコンが夏場の暑い時期、8月にちょっと壊れまして、こちら市が貸しているんだけども営業ができないという状況に陥りまして、アグリメディアからは、その辺市のほうに損害賠償請求したいという話もあったんですが、使えるはずの施設が使えないので損害賠償請求したいという話もありまして、急遽修繕料とかその辺から流用してエアコンをレンタルで借りたというふうな状況です。その結果、損害賠償とかそういう話はなくなりましたが、こちらがやはり建物とかその辺については責任があるということで、急遽エアコンのレンタルを行なったところです。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ちょっと、すみません、私も理解できてないんで、そもそも何で損害賠償するんだとちょっと疑問は残るんですけども、取りあえずですね。

そうすると、今後もしアグリメディアが営業するに当たって、ここが使い勝手が悪い、こうしてくれ、ああしてくれと言われたものに対して、何かしらこういう、じゃ備品を取り付けていくというのは、今後こっちの羽生市のほうの予算で賄っていくということになるのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 本来であれば、指定管理を出す前にエアコンをきちんと使える状態にしておくべきだったんですが、もともと調子の悪い状態のまま指定管理に出してしまったということで、その辺でアグリメディアとしてはそもそもちゃんときちんとしたものを貸してくれればこんな店を閉めずに済んだのにとということで、そういう話に一旦はなっていました。

ただ、今後建物の修繕、例えば自動ドア直しましたが自動ドアの費用、それから、やはり雨漏りがするとか、何か壊れたとかというと、やはりアパートとかと同じように大家さんの責任ということで市が直さなくちゃならないということなんです。

以上です。

〔「家賃取ってないけどな」と呼ぶ者あり〕

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 すいません、今私が言おうとしたのを島村議員が言ったので。家賃取っているという立場であれば、それ言われるのも分かるんですけども、ちょっとそこら辺の形態、私もよくまた勉強していきたいと思います。無駄なお金が出ないように、そこら辺、アグリメディアさんとやり取りしてもらえればと思いますけれども。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 家賃とかについては、指定管理料の中で一緒に計算して、差し引いた金額を指定管理料で払っている状態ですので、家賃という考え方は当然指定管理料の中に反映されているということになります。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 家賃という言い方じゃなくて、すみません、よく不動産屋さんに払う、家賃じゃなくてもう一つ、家賃と何とか費というのがよくくっつくと思うんですけども、共益費と言うんですかね、更新のときとかに。

〔「敷金」と呼ぶ者あり〕

○小林誠弥委員 敷金、礼金、ああそうです。敷金でよく建物のほうを賄うとかあったりするんで、家賃じゃなくて要は敷金というほうの部分ですね。それをもらっているんだったら分かるんですけども、こっちでじゃやらずにちゃいけないみたいな。まあ、ちょっと勉強してきます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

小野田委員。

○小野田和男委員 ここに新規就農者が2人となっているんですけども、まあうれしいことで、毎年2人ほど就農してくれればありがたいけれども、これは新規就農だからいいというわけじゃなくて、その後の指導、育成、相談、そういったものはどこかのセッションでやっているわけですよ。ほったらかしじゃないものね、それ、お願いします。

○斎藤万紀子委員長 農政課長、お願いします。

○岡田隆史農政課長 青年就農給付金のほうはお二人に払っているということで、そちらは新たに農業をやるということで、そのやり方については、農政課もちろんですが、県の加須農振振興センターのほうに普及員という技術的な指導をしてくれる方がいますので、そちらのほうの指導を受けているような状況です。

〔「羽生市は金出すだけだ」と呼ぶ者あり〕

○岡田隆史農政課長 お話合いとかはさせていただきますが、そちらの面のほうが大きい

です。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 過去2人じゃなくて10人ぐらいは新規就農しているかも分からないけれども、それで万歳ということで撤退した人はいないんですか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 補助金とか支援を受けて途中でやめて実家に帰ってしまったという方はいらっしゃいます。ただ、その前には補助金を返還していただくということになりますので。そんなに今農業のほうに儲かるような状況じゃありませんので、なかなか農業だけで生活するというのは、なかなかハードルが高い状況だと思います。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そういうことであれば、この2人を選別して合格させたわけだから、当然資金的なものも、考え方も、この人は大丈夫かというのを見て金出しているわけですよ。じゃ、見方が弱かったかな、面接で。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 こちらのほうは、もともと別の会社で農業をやっていて独立された方です。辞められた方は、辞めた理由が実家のほうでちょっとトラブルがあって帰らなくなっちゃいけないということで、そういう理由で帰っていますので。なかなか個々によって事情が違いますので、一概にはちょっとひとくくりにはできない状況だと思います。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 分かりました。羽生市では資金的なものは出すけれども、指導、育成というのは県がそっちに任せているんですよということなんだね。それで了解です。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 職員、我々もちょっと異動してきて農業の専門家ではありませんので、こういうお金のやり取りとかそれはできますが、農業とか経営の指導という、なかなか職員では難しいのかなと思います。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そうですね、そういうところはやりっぱなしでどんなものかと思っていますけれども、はい、オーケーです。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、よろしいでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 189、190ページの農業振興費の18節、不用額がかなり大きく出ましたので、ちょっと午前中の説明少し飛んでいるところもあって、もう一回どういった経緯でこの部分がこんなに膨れてしまったのかということと、あと、その辺の考える理由等がございましたらお伺いします。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 先ほども申し上げましたが、農業災害対策事業補助金、執行額が948万1,503円なのですが、予算を実は見込みを倍ぐらい見込んでおりましたが、実際に使われたのは半分の額。

それから、農業用肥料高騰対策補助金についても倍ぐらいの金額を予算で取っていたんですが、こちら1.5倍ぐらいの額を取っていたんですが、実際に使われたのは昨年と同じぐらいの額ということになりました。というのは、肥料の金額が物価高騰により1.5倍ぐらいになっていたんで、請求も1.5倍ぐらいになるんじゃないかということで予算要求させていただいたんですが、農家の方の収入が増えず同じなのに肥料にだけ1.5倍のお金をかけられないということで、肥料を購入する額が昨年の補助のときと同じぐらいの金額しか購入していないということで使う量が減ったということで、交付した人数と金額は昨年同様の金額ぐらいになってしまったということで1,000万ぐらいの余り、肥料については1,000万ぐらいの余りが出てしまった。

農業対策費補助金についても、こちら大豆とお米ということで、お米のほうは彩のかがやきがほぼ対象なんですけど、規格外のものに対しての補助なんですけど、羽生は比較的3等が多くて補助対象にはならない方もいたということで、補助金が多く余ってしまったということでございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 理由は何となく。

肥料の高騰に対して、結局農家さんが買い控えたというか使わなかったという考え方なんですかね。その場合、どうなんでしょうね、肥料使わなくても同じような収穫が見込めたかどうかというのは、ちょっと分からないですよ。実際にその辺の結末というか、どういう結果になったのかというのを、もしご存じだったらちょっと教えていただければなということ。

対策事業は、3等というのは、いわゆる等級ですかね、要するにそれよりも下回るよ

うだったら補助金の対象になるけれども、比較的悪いながらも品質は保てたので使われなかったということの理解でよろしいでしょうかということをお聞きします。お願いします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 農家の方が肥料を買い控えたということでございます。結果として、昨年はお米大変不作だったんですが、今年は8月の状況ですと平年並みのできではないかという予測が立っております。現在、市内でもコシヒカリとか稲刈りがもう始まっておりまして、やっている方に聞きますと、平年並みに取れているという方もいますし、全く穂に実が入ってないという方もいらっしゃるんで、ちょっと最後まで結果を見てみないと、状況についてはよかったんだか、悪かったんだかというのは、はっきり断言できないような状況です。ちょっと1年待って、その等級とかもカメムシとかの被害もありますので、等級とかも見て判断できるのではなからうかと思えます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今何か米不足で大騒ぎなんですけれども、もしかしたら去年ここでの肥料を控えたがためにそんな結果が起きたということも、ちょっともしかしたら関係しているのかもしれないんじゃないでしょうかね。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 大体米不足になるのは、不作になった年の2年後にまた米不足になると言われていますので、今回の米不足は、昨年の不作もあるんですが、その前からちょっと余りよくなかったのではないかなという印象を持っています。今年、1か月もすれば米不足は解消されると思うんですが、また来年の今頃には、もしかしたら米不足になっているかなという推測を持っております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうは、よろしいでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 ちょっと私のほうも整理したいところがあって。

194ページの用排水路改修事業なんですけれども、12節委託料の用排水路及び維持管理業務委託料なんですけれども、いろんな声を聞いています。ちょっと確認なんですけれども、管理業務というのは、どういうことをしっかり管理しているのかと、あと、

すみません、その下の14節工事請負費の排水路改修工事の工事の内容、ちょっと教えてください。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 用排水路の維持管理業務委託料というのは、用排水路の中に草が生えてしまったり、場合によっては木が生えてしまったりして、あと、下に土砂がたまったりしているところを、市内の昨年は6業者に7回、そういった土砂の撤去、木の伐採、草刈りなどを発注しております。それが維持管理業務委託料です。

もう一つ、用排水路等改修工事請負費なんですが、こちらのほうは、決算付属資料の28ページのほうに載っております、こちらは排水路改修と附帯工事が一番上で、用排水路整備工事ということで、9社に対して側溝の布設とか布設替えとか、そういったものを出しております。そのほか、転落防止柵といって水路の枠にこういう柵があるんですが、それを中手子林ほか2か所で発注しております。

こちら県の方から補助金が入っております、上から2つ目、県単土地改良事業費補助金1,346万8,000円の一部について、転落防止柵のほうは工事費の2分の1、一番上の排水路の改修については3分の1、33%が県の方から入っております。そういう状況です。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 排水改修工事のほうは、付属資料で確認してみます。

ただ、管理業務委託料に関して、さっき6業者とありましたが、それは指定されているんですか。それとも対応する会社というのは、ほかにもあるんでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 こちらは、見積り合わせとかそういったもので昨年ですと、会社名言っちゃいますと、栗本建設工業が2本、渡辺工務店が1つ、長沢組1つ、須藤建設が1つ、三建工業が1つ、榎本工業が1つということで、こちらは市内の業者から見積りを徴収して競争させて、その会社をお願いしているような状況です。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 工事についても、大きいものについては入札、金額の小さなものについては見積り合わせという形で競争させて、その会社をお願いしている状況でございます。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時03分 開議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き開始いたします。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○橋本良典学校教育部長 皆様、こんにちは。学校教育部長の橋本でございます。

先日は大変お世話になりました。

それでは、教育費、教育総務費、小・中学校費につきましてそれぞれ教育総務課長、学校教育課長がご説明申し上げます。さらに、保健体育費、学校給食施設費につきましては、学校教育課参事給食センター所長がご説明申し上げます。

さらに、明日の補正予算、繰越明許費で大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 では、議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

教育総務課及び学校教育課所管部分について、教育総務課長及び学校教育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 学校教育部教育総務課長の米花でございます。関連がございますので、蓮見学校教育課長とともに、よろしくお願いいたします。

また、本日同席させていただきます職員は、教育総務課総務係長の平川と学校教育課課長補佐の辻でございます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第59号 令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、教育総務課及び学校

教育課所管分について、決算書に沿った形でご説明を申し上げます。

決算書のページは245、246ページとなります。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費の教育委員会一般経費は、支出済額272万4,644円、執行率は84.6%です。

第1節報酬238万9,100円は、教育委員4人分の報酬等でございます。

第9節交際費10万円は、教育長及び教育委員の交際費で、各種団体の総会等の会費及び慶弔費でございます。新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行したことに伴い、総会等の行事の復活等により、令和5年度は香典での支出が6件、会費での支出が11件となっております。

次に、第2目事務局費、事務局一般経費のうち、教育総務課所管部分でございます。支出済額131万7,657円、執行率は74.9%です。決算額が令和4年度と比べて増加をいたしました。これは委員報酬が増加したことによるものになります。

ページが変わります。

1節委員報酬のうち、羽生市教育振興基本計画策定会議委員報酬6万3,000円は、第3期羽生市教育振興基本計画について審議するための委員報酬であり、会議は4回開催いたしました。羽生市立学校適正規模審議会委員報酬34万3,000円は、学校の適正規模適正配置について審議する委員報酬であり、会議は5回開催いたしました。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、学校教育課が所管します事務局一般経費についてご説明申し上げます。

引き続き248ページ、下段をご覧ください。

支出済額2,625万4,099円、執行率92.7%でございます。不用額の主な理由は、1節報酬において学校運営協議会の出席者が見込みより少なかったこと、11節役務費において結核精密検査を受ける児童・生徒数が見込みより少なかったこと、12節委託料において教職員健康診断の受診者が見込みより少なかったこと等でございます。

1節報酬447万5,841円は、委員報酬及び会計年度任用職員報酬でございます。委員報酬63万7,500円の内訳は、羽生市いじめ問題調査審議会委員報酬6万5,000円、教育委員会附属の設置機関として委員を5名委嘱し、定例会1回開催いたしました。残り2回分は、重大案件が起こったときの報酬費として予算計上してあります。なお、1回当たりの委員報酬は1万3,000円でございます。

次に、羽生市学校運営協議会の委員報酬 52万6,500円でございます。各校15人以内で構成されております。年3回の会議開催を基準としております。1回当たりの委員報酬は1,500円でございます。

250ページをお開きください。

次に、小・中学校就学支援委員報酬 4万6,000円でございます。医師の報酬が1回につき9,500円、延べ3回、2万8,500円、委員の報酬が1回につき3,500円、延べ4回、1人当たり1万4,000円でございます。

会計年度任用職員報酬 383万8,341円は、市教育研修センター所長兼適応指導教室室長、市スクールソーシャルワーカー2名、学校教育課一般事務補助員1名の報償金でございます。

また、3節職員手当等 28万5,998円につきましては、市教育研修センター所長兼適応指導教室室長1名の期末手当でございます。

4節共済費 28万7,872円は、市教育研修センター所長兼適応指導教室室長、市スクールソーシャルワーカーの社会保険料でございます。

7節報償費 102万8,698円について、学力アップ羽生塾56回分の講師への報償金として85万6,800円、就学時健康診断におけることばの検査2次検査を実施する際の言語聴覚士への報償金、1回につき9,500円を4回実施、その他各種研修会等の謝金や市内で優秀な教育活動を行なった教職員に贈る小林秀三教育賞報償品の額代等として9名分、2万1,398円を支出いたしました。

8節旅費 7万8,348円は、教育研修センター所長、市スクールソーシャルワーカー、学校教育課職員の旅費となっております。

10節需用費 145万8,165円について、内訳としまして、消耗品費 123万9,555円は、就学時健康診断知能検査代、適応指導教室消耗品費、青少年健全育成フォーラム消耗品費等でございます。

なお、消耗品費については、予備費から42万7,588円を充当しております。充当の理由としましては、東中学校の主権者教育を実施する際に、その研究費用を一度予備費で充当させていただいたためです。充当した分につきましては、既に文部科学省からの委託金により戻入が済んでおります。

また、燃料費 7万4,577円は公用車のガソリン代、印刷製本費 1万5,520円は入学通知用封筒代、修繕費 12万8,513円は公用車の整備及び修理代となっております。

ります。

11節役務費90万3,920円について、通信運搬費8万3,600円は市内音楽会及び郡市音楽会における楽器輸送費になります。手数料77万2,780円について、児童・生徒尿検査手数料67万6,170円は、市内全児童・生徒の尿検査1次検査、2次検査費用でございます。結核検査手数料につきましては、外国からの転入児童・生徒に実施するもので12件ございました。

12節委託料559万3,733円の内訳について、教職員健康診断委託料155万9,470円は、市内教職員の定期健康診断、胃がん健診、大腸がん検診に加えストレスチェックも行なっております。児童・生徒側わん症検査委託料60万2,140円は、小学5年生と中学1年生に検査を実施しております。単価は770円でございます。心臓検診委託料129万300円は、小学1年生362人、中学1年生397人に検査を実施いたしました。単価は1,650円でございます。水質検査委託料21万3,323円は、水道水の検査14校、プール水の検査9校実施のものになります。学力アップテスト委託料192万8,500円は、市内小学3年生から中学2年生までの学力テストに係る費用でございます。小学生は国語、算数の2教科、中学生は国語、数学、英語の3教科を実施いたしました。なお、1教科当たりの単価は380円です。

17節備品購入費21万4,840円は、WISC検査が新たに改定されたため、そのWISC-V知能検査コンプリートセットが16万4,000円、換算ソフトが4万4,000円、適応指導教室の入室者の増加により増設した棚の費用6,840円となっております。

18節負担金補助及び交付金719万8,484円について、交付金710万4,484円は、部活動振興や研究奨励費、地域人材活用事業交付金など、各学校の教育活動充実のために交付するものでございます。県大会及び関東大会、全国大会等へ出場が増えたため、予備費から部活動振興交付金へ55万6,799円を充当させていただいております。

19節扶助費352万円は、経済的理由により就学等困難な方へ給与として資金援助2種類でございます。19名の高校生へ育英資金給与費として月額1万円を、6名の大学生へ奨学資金給与費として月額2万円を給与いたしました。

続きまして、英語教育推進事業について申し上げます。支出済額5,706万3,648円、執行率は86.3%でございます。不用額の主な理由は、12節委託料

においてALT委託料が見込みより少なかったこと、18節負担金補助及び交付金において英語検定の受験者が見込みより少なかったことによるものです。

2節給料から11節役務費まで、そして13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金のうち負担金については、姉妹都市であるバギオ市から直接雇用しているALTに係る費用でございます。ここには、給料、手当、保険料、アパート代、退職手当負担金が含まれております。

12節委託料5,069万1,000円は、市内全小学校及び中学校2校に常駐しております民間委託業者に所属するALT13名の派遣委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金62万3,530円は、中学3年生を対象とした英検助成金でございます。令和5年度は133名に助成しております。

続きまして、発達障がい等早期支援対策事業について申し上げます。執行済額355万259円、執行率98.4%でございます。

10節需用費4万2,439円は、WISC検査に係る記録用紙代でございます。

12節委託料317万7,820円のうち、臨床心理士に巡回相談委託料165万2,820円については、1日4万2,380円を39日実施いたしました。

また、臨床心理士WISC検査委託料152万5,000円については、1回3万500円を50回実施いたしております。

○**米花竜二教育総務課長** 続きまして、新型コロナウイルス感染防止対策事業でございます。支出済額1,361万7,839円、執行率は89%です。これは、令和5年3月補正予算にて計上しました感染流行下における学校教育活動体制整備事業交付金でございます。

18節負担金補助及び交付金1,361万7,839円、こちらは学校における換気設備の整備のため、児童生徒数300人以下の8校に対し45万円、301人以上の6校に対し67万5,000円を上限に交付をいたしました。また、それに加え、学校において児童生徒、教職員等に感染者が発生した場合は、追加に必要な物品購入のため、それぞれ45万円、67万5,000円を上限に追加で交付したものでございます。

ページが変わります。

第2項小学校費、第1目学校管理費の学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分でございます。支出済額1億3,198万3,705円、執行率89.9%です。不用額

の主な理由は、10節需用費のうち小学校の電気料が国の補助金等により想定よりも高騰分が少なかったことによるものでございます。

1節報酬、校医報酬712万7,680円は、学校内科医、歯科医、眼科医、薬剤師の報酬でございます。

需用費7,555万6,251円は、小学校11校の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。需用費のうち、電気料4,290万4,703円は、決算額が令和4年度と比べて約1.2倍に増加をしております。その理由は、基本料金の上昇に加え猛暑の影響もあり、空調機の使用時間が増えたものによると考えております。

修繕料1,173万7,212円は、決算額が令和4年度と比べ約1.2倍に増加をしております。主な理由としましては、児童に配布しております学習用パソコンの修理台数が増加したものでございます。

11節役務費のうち、保険料237万5,955円は、児童のための災害共済掛金でございます。

12節委託料のうち、校務用サーバー設定変更委託料4万6,355円は、新たに教職員の校務パソコンをインターネットに接続させるため設定変更した経費となっております。

ページが変わります。

13節使用料及び賃借料、賃借料のうちパソコン借上料2,013万5,856円は、教職員用パソコン257台及びサーバー機の借上料となります。

14節工事請負費1,024万3,160円は、羽生北小学校1階普通教室改修工事など17件分の小学校施設設備の改修費でございます。

17節備品購入費179万5,711円は、児童用椅子、机など学校管理備品の購入費でございます。

○蓮見典昭学校教育課長 失礼いたします。続けて、学校管理一般経費にまいります、1点、先ほど申し上げた中で訂正を申し上げます。

先ほど英語教育推進事業の中で英語検定の助成金につきまして、133名に助成と申しましたが、139名の誤りでしたので訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

改めまして、学校管理一般経費、小学校費につきまして説明させていただきます。

2項小学校費、1目学校管理一般経費のうち、学校教育課所管部分を申し上げます。

支出済額1, 899万2, 841円、執行率68.3%でございます。不用額の主な理由は、1節報酬から8節旅費において小学校給食補助員に係る経費が見込みより少なかったこと、13節使用料及び賃借料において再編成に係るバス移動の経費や水泳学習の送迎に係るバス費用が見込みより少なかったことによるものです。

1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員である小学校給食補助員に係る費用でございます。

10節需用費220万9, 988円のうち、消耗品費39万4, 988円は、通級指導教室で使用する消耗品や小学校の新生全員に贈る歯磨きセットの費用等となっております。

印刷製本費181万5, 000円は、小学校社会科副読本2, 000部の印刷及び補助教材、DVD制作業務費用となっております。

11節役務費10万2, 300円は、聴覚検査機器検査手数料として、1台当たり6, 820円を15台分支出したしました。

13節使用料及び賃借料349万4, 050円は、市内音楽会バス借上料22万6, 600円、埼玉県東部北地区音楽会バス借上料12万6, 500円、市内陸上記録会バス借上料24万8, 600円、藍染め体験のバス借上料45万2, 100円、小・中特別支援学級合同学習会バス借上料18万8, 760円、小学校特別支援学級合同学習会16万9, 730円、羽生南小学校水泳学習バス借上料67万6, 720円、岩瀬小学校水泳学習バス借上料54万4, 500円、再編成交流事業に係るバス代57万1, 340円、その他移動に係るタクシー代等となっております。

18節負担金補助及び交付金94万54円は、全国や関東校長会をはじめとする様々な各種教育団体の負担金でございます。

○米花竜二教育総務課長 次に、小学校施設維持管理事業でございます。

支出済額2, 016万1, 651円、執行率95.5%です。これは、小学校11校の施設設備に係る各種保守管理業務委託料となります。決算額が令和4年度と比べて増加した主な理由ですが、令和5年3月の補正予算により、トイレ清掃業務88万8, 556円を実施したものによります。

次に、第2目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

支出済額4, 100万8, 018円、執行率は89.2%です。不用額の主なものは、19節扶助費のうち給食費無償化により就学援助費支給額が想定よりも減少したこと

よるものです。

10節需用費、消耗品費774万4,160円は、小学校11校の授業やクラブ活動に使用する消耗品です。

17節備品購入費895万4,778円は、教材備品、クラブ活動用備品、理科振興備品及び学校図書館の図書購入費となります。

19節扶助費のうち特別支援教育就学奨励費58万3,404円は、法律に基づき特別支援学級に就学する児童の保護者に対し経済的負担を軽減するため、学用品費等及び学校給食費の半額を支給したものでございます。要保護児童就学援助費6万8,070円は、経済的理由により就学困難と認められる要保護世帯、生活保護世帯の児童の保護者に対し、修学旅行費を支給したものでございます。準要保護児童就学援助費2,365万7,606円は、準要保護世帯の児童の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を支給したものでございます。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、2項小学校費、2目教育振興一般経費のうち、学校教育課所管部分についてです。

支出済額4,981万46円、執行率87.8%でございます。不用額の主な理由は、1節報酬から8節旅費において小学校における会計年度任用職員に係る経費が見込みより少なかったことによるものです。

1節報酬から8節旅費までは、小学校に配置した会計年度任用職員、学習支援員、特別支援教育支援員、日本語指導員、学校司書、GIGAスクールサポーター、県費発令前教職員などの給料、社会保険料、交通費でございます。

13節使用料及び賃借料523万5,876円について内訳は、使用料29万5,416円は、SARTRASライセンス使用料でございます。著作権法に基づきオンライン授業を実施する際、教職員が教材などを配信するための保証金として、児童1人当たり120円を支出したものです。賃借料494万460円は、小学校パソコン教室の学習用タブレット型パソコンの借上料でございます。

17節備品購入費98万2,300円は、小学校指導者用デジタル教科書、小学校1、2年生用国語、算数の使用料となります。

○米花竜二教育総務課長 次に、第3目学校建設費、小学校施設建設事業です。

支出済額1億6,406万2,000円、執行率は37.8%です。これは、令和5年6月補正予算に計上しました井泉小学校1号館大規模改造工事請負費及び監理業務

委託料、そして、令和6年3月補正予算に計上しました小学校特別教室空調機設置工事実施設計ほか2件の委託料、井泉小駐車場整備ほか3件の工事請負費を令和6年度に繰り越したためによるものです。

14節工事請負費のうち、井泉小学校1号館大規模改造工事請負費1億4,050万円は、契約金額3億5,145万円の前払金となります。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費の学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分です。支出済額6,044万5,047円、執行率は88.9%です。不用額の主な理由は、小学校費同様、国の補助金等により電気料の高騰分が想定よりも少なかったことによります。

第1節報酬、校医報酬348万2,460円は、学校内科医、歯科医、眼科医、薬剤師の報酬です。

需用費3,691万7,401円は、中学校3校の消耗品費、光熱水費、修繕料などです。

10節需用費のうち、電気料2,113万5,822円は、決算額が令和4年度に比べて約1.3倍に増加しております。その理由は、基本料金の上昇と猛暑の影響で空調機の使用時間が増えたことによるものと考えております。

ページが変わります。

修繕料464万5,026円は、決算額が令和4年度と比べ約1.3倍に増加しております。その理由は、生徒の学習用パソコンの修理台数の増加及びエアコンの修理件数が非常に増加したことによるものです。

11節役務費のうち、保険料131万30円は、生徒のための災害共済掛金でございます。

13節使用料及び賃借料のうち校務用パソコン借上料884万2,104円は、教職員用パソコン及びサーバー機の借上料でございます。

14節工事請負費376万9,895円は、西中学校トイレ洋式化工事など6件の施設設備の改修工事費となります。

ページが変わります。

17節備品購入費106万2,295円は、生徒用の机、椅子、事務机など学校管理備品でございます。

18節負担金補助及び交付金2万5,583円は、決算額が令和4年度と比べて減少

しておりますが、令和4年度は南中学校の下水道接続に伴う区域外流入分担金383万9,040円の一時的な支払いが生じたことによります。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校教育課所管部分について申し上げます。

執行済額468万5,180円、執行率74.4%でございます。不用額の主な理由は、1節報酬から8節旅費において中学校給食補助員に係る経費が見込みより少なかったことによるものです。

1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員である中学校給食補助員に係る費用でございます。

11節役務費4万920円は、聴覚検査機器検査手数料として6台分を支出したものです。

18節負担金補助及び交付金27万1,115円は、こちらも中学校における全国や関東校長会をはじめとする各種教育団体の負担金でございます。

○米花竜二教育総務課長 次に、中学校施設維持管理事業です。

支出済額749万993円、執行率は97.9%です。これは、中学校3校の施設設備に係る各種保守管理業務委託料でございます。決算額が令和4年度に比べて増加した主な理由ですが、新たに施設・設備点検業務委託料70万3,000円及び令和5年3月補正予算によりトイレ清掃業務委託料51万円を実施したことによるものです。

第2目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

支出済額2,701万6,871円、執行率71.6%です。不用額の主なものは、19節扶助費のうち、給食費無償化により就学援助費の支給額が見込みより減少したことによるものです。

10節需用費515万6,898円は、3中学校の授業、クラブ活動に使用する消耗品費です。

17節備品購入費442万3,995円は、教材備品、クラブ活動備品、理科振興備品及び学校図書館の図書購入費となります。

19節扶助費のうち特別支援教育就学奨励費68万9,664円は、小学校費と同じく、法律に基づき特別支援学級に就学する生徒の保護者に対して補助費を支給したものでございます。要保護生徒就学援助費7万2,310円も、小学校費と同様、生徒の保護者に対し修学旅行費、スキー用具借上料を支給したものでございます。準要保護生徒

就学援助費 1,667万4,004円は、小学校費と同様、準要保護世帯の生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等を支給したものでございます。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、学校教育課所管部分について申し上げます。

執行済額 2,034万8,757円、執行率 77.1%でございます。不用額の主な理由は、1節報酬から8節旅費について中学校会計年度任用職員費用が見込みより少なかったことによるものです。

1節報酬から8節旅費につきましては、中学校に配置した会計年度任用職員の給料、社会保険料、交通費でございます。

13節使用料及び賃借料 24万4,332円については、小学校と同様に S A R T R A S ライセンス使用料でございます。なお、保証金は、生徒1人当たり180円となっております。

17節備品購入費 79万8,281円のうち、教育用器具費 79万5,960円は、中学校指導者用デジタル教科書全学年分の社会、理科の使用料となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 教育総務課と学校教育課、それぞれ所管部分において注視している事業、項目等ございましたら、概要のご説明、お願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課の令和5年度の当初重点事項としましては3点ございます。

井泉小学校の体育館屋内運動場の照明のLED化工事、それと新たに学校施設・設備点検業務としまして、小・中学校の校舎、体育館等の状況について建築法上の規定に基づく点検等の実施、そして最後に、学校図書館に小学校2紙、中学校3紙の新聞を新たに配置した事業、この3点が令和5年度、重点的に実施した事業となります。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 学校教育課の重点事業といたしましても3点申し上げます。

1点目は、学力向上につきまして羽生市学力アップテストの実施、また、デジタル教科書等の使用等を行っております。また、英語力の向上に向けて、全校のALTの常駐

配置を行っております。3点目といたしまして、特別支援教育事業の推進といたしまして臨床心理士等の委託による教員の指導力の向上等を図っております。

また、重点事業に加えて、新たに再編成交流事業が行われたり、コロナが明けたということにより様々な各行事のほうが実施されてきたことにより、バスについては例年よりも多く発出しておるといった状況がございます。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 他に質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 252ページの委託料で児童・生徒側わん症検査委託料と心臓検査委託料なんですけれども、この結果の状況と、もし特に側わん症が結構全国的に増えていると思うんですけれども、それに対しての対応をどのようにやっているのか、お願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 まず、児童・生徒側わん症検査につきましては、小学校は387名、中学校が395名受けております。羽生市におきましては、側わん症検査について予算をいただいております早期から取り組んでいるということもございますので、例えば近年になって急遽この側わん症が発見されたのが多くなったということにはございません。これまでと同様の件数でございまして、側わん症が発見された子につきましては、養護教諭を通してより専門的な検査が受けられるように案内をしております、そういった子たちの中には医者に行った上で装具などを付けながら学校生活を受けて背骨の矯正等を図ったりしているケースもございますし、実際精密検査に行ったら今のところは様子を見ましよう、経過観察というようなケースもございます。いずれにせよ、脊柱側わん症のほうでそういったことが見られた場合には、精密検査のほうを勧めて、行ってもらっております。

心臓検診につきましては、小学校379名、中学校403名を昨年度受けました。大きな心臓についての問題等はございませんでしたが、気になる所見があった者につきましては、同様に精密検査のほうを促しております。

また、小学校につきましては、小学校入学後にすぐ様々な運動等も入ってまいりますので、入学後すぐに心臓検診が受けられるよう配慮しておるところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 254ページの不用額の説明でALTの委託料が少なかったからという説明があったんですけども、このALTの委託料が少なく済んだのはなぜなのかというところと、あと、そのほかでも不用額の説明で結構会計年度任用職員の費用が不用になったという説明が結構多かったと思うんですけども、その不用になった理由というのを教えてください。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 まず、ALTの委託料が見込みより少なかったことについて説明いたします。

ALTの予算につきましては、基本的にALTを雇うときに各ALTをプロポーザルというシステムによって業者選定のほうを行っております。そのため、予算を立てる見込みのときには、まだどの会社のALTになるかというのが決定していない段階で予算見込みを立てるものですから、前年度に委託した会社の見積り等々の中から、これまでの実績、それから支払い金額を考えた上で一番高い会社に全て決まったとしても全て払い切るように予算に余裕を持って予算の計上をしております。

しかしながら、プロポーザルを行なった結果として最終的に会社によってかなり年間の委託金額に差が大きく出てきてしまうため、こちらが見込んでいた一番高い会社の見込みの金額よりも安い会社にプロポーザルで決定した場合には、その差額分が見込みよりも浮くというような形となっております。一番高い業者と一番低い業者との間での金額差によるものというような形となっております。

会計年度任用職員の不用額につきましては、市の職員の管轄になるため予算計上については総務課のほうで会計年度任用職員全てにおいて予算立てをしていただいておりますが、特に学校における会計年度任用職員等につきましては、突発的に会計年度任用職員を必要とする機会がございます。例えば教職員が急遽欠けて間をつなぐときに、市費発令の教職員ということで一時的に市の予算で教職員をつないだり、または、急遽特別支援で対応が必要な児童・生徒が増えてきたために、そこに配置が必要であったり、そういったことも含めてこちらの会計年度任用職員の予算についても多めに見積もっているという部分から、その余裕の部分が不用額という形で生まれてきたと捉えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、ALTの部分に関しましては、一応予定していた人数とか、あとは事業内容というかALTに求めている業務内容というか、そういった部分は一応全部補えているという考えでよろしいでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。配置人数の変更もございませんし、プロポーザルの中でここまで学校教育でぜひやってもらいたいという部分について要件を満たしたALTを配置しております。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 252ページなんですけれども、学力アップテストは、以前はベネッセさんを使っていたような感じがするんですけれども、現在は違うのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 議員さんご指摘のとおり、昨年度につきましてもベネッセのほうの学力アップテストのほうを使用しております。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 ちょっと幾つかあるので、分けてお聞きいたします。

まず、258ページ、自動車の借上料のところ陸上の競技会だとか音楽会とかでいろいろバスを使ったり、タクシー使ったという説明がありました。また今年度、次回に上がってくるケースなども同じような額なのかな。でも、陸上競技会とかなくなるので、少し減るのかなというのと、例えば、来年度から東小学校できますので、バスが4台使われます。そのバスを活用して、こういった行事で使うということも考えた場合、再来年度以降の決算の話になってくると思うんですけれども、この金額が減っていくことは考えられるのでしょうか。そういったバスの活用というのも考えているのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 自動車の借上料につきましては、こちら昨年度見込んでいた金額、使用した金額よりも今年度は減ると考えております。理由としましては、まず、交流事業のほうが一度今年度で終了しますので、そちらの交流事業分が減となること、ま

た、陸上記録会等につきましてもなくなりますので、その分が減となることから考えられます。

しかしながら、再編成に伴うバス4台につきましては、こちらは通学という形での恐らく契約という形になるかと思っておりますので、学校教育課としましては、そちらについて自由に運用できるというふうには捉えてはおりませんので、各種事業がある場合には、あくまでその事業ごとにバスを借り上げるような形で予算を見込むつもりでおります。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 スクールバスの委託の部分でございますが、一義的には通学に使用するという部分と、契約の中に学校行事で使用する10日間だけ見込んでいるというのがございます。ただ、これは羽生東小学校の児童を乗せて10日間は運用できるというふうになっておりますので、それで市内だけですね。そこは学校のほうから要望がもしあれば、その部分だけの運用ができるという状況となっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 じゃ、次の項目で、258ページ、260ページですかね。管理費のところでは施設の維持管理のところなんですけれども、去年もこちらで小学校、須影とか川俣とか回った際に、川俣小の草がとにかくすごいと。校庭の草がかなりひどくて、一応原因もいろいろ考えられるんですけれども、他の小・中学校はまだ環境がいい中で、ちょっと川俣小がかなり草がひどくなっている。この中で言うと樹木管理委託料とかになるのかなという気もするんですけれども、そういった草刈り対策の費用というのは、この中で言うとどこになってくるのかなというのと、今後ちょっと抜本的に何かしてほしいなというのが正直なところでして、そういったところが入る予定があるのか、ちょっとお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 委託料の中で樹木の管理委託料の部分につきましては、従来は各学校で樹木の剪定をお願いしていたんですが、あまりにも数が多いということで、令和5年度からは教育総務課のほうで一括して学校から切りたい木等の要望を取って発注しているという内容でございます。

また、高木処理業務委託料につきましては、最近ではクビアカの関係で桜等の枯死が見られますのでこういったところで使用しているものでありまして、校庭の雑草の刈払い

については、この委託料の中では出ていないという状況でございます。

毎年夏に各学校のほうを訪問しまして状況のほうを確認している中で、川俣小と新郷第二小学校、この2校については雑草がひどいという状況は確認しております。抜本的な解決方法としては、やはり校庭の土をいじるということになるんですが、なかなか予算的にも厳しいところがありまして、実際に川俣小は自治会さんとか地元の協力を得ながら管理しているという状況ではあります。これについてはどういった方法が有効的かつ効率的で経費がかからないか、検討しながら様子を見るという状況になっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 新郷第二と川俣がそういう状況になっている原因という、何となく予想はつくんですけども、教育総務課のほうではどのように把握しているのかなということをお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 土がすごく良いというプラスの部分はあるとは思いますが、実際に最後に改修したのが、川俣ですと昭和60年のときに土の改修をし、新郷第二小は58年ということで、かなり改良してからやはり時間がたっているというところで、本来ですとその運動とかに適した土の部分が無くなってしまって、もともとの地面の部分が出ているという状況だと考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 じゃ、もう一個、同じく260ページ、準要保護児童就学援助費、中学校のほうでも同じような項目がありました。ちょっとこちらについてももう少し詳しくお聞きしたいんですけども、これは、世帯の収入が少ないご家庭に、その親に対して教科書代とか修学旅行代、給食費をその親の口座にお渡しするという、そういう制度なんですかね。例えばその後最終的にまた給食費で戻ってきた、市に戻ってきたり、修学旅行費にちゃんと使われているかどうかというのはチェックされたりするものなのかということと、あと、今回の一般質問でもしたんですが、外国人の家庭とかもその中には結構含まれているのかなということをお聞きいたします。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 準要保護児童就学援助費につきましては、まず、申請をいただいた方の所得上限というのがございます。基準となるのは、生活保護に該当する世帯の所得の約1.5倍の所得までを対象とするというところで、まず1回ラインが引かれるということがございます。支給に関しましては、各学期末に支給するものと、あと、今入学前支給というのを実施しておりますので、それが1回と、基本的には学期で3回支給しております。支給先は保護者の口座に直接になりますが、事前に学校費のほうで滞納がある場合につきましては、保護者ではなく学校の口座に振り込んだ上、差し引いた残額を学校から保護者に渡していただくという手続を取っているところがございます。支給金額は一定でございますので、振り込んだ後、それがちゃんと給食費に使われているかどうか、そこまでの把握はできていないという状況でございます。ただ、滞納がある場合は、もう次の支給のときは学校側に振り込まれてしまいますので、そこで支払いのほうは間違いなく行なっているというところの担保を取っているという状況でございます。

外国人につきましては、やはり対象としては純粹に増えてはきているところがございます。ちょっと細かい件数は今出せるところではありませんが、増えてきているなというところがございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 具体的に何世帯ぐらい、この決算のときにはお配りしたのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 決算付属資料のほうになりますが、準要保護世帯児童につきましては、支給費目ごとに人数が変わっております。一番多いのが学用品費ということで、学校で使うものがございますが、小学校で対象が298、これは人数、世帯数ではなくて人数です、中学校は153ということになっております。小学校のほうは、昨年比べて増えております。中学校のほうは減っているという状況でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 英語教育の推進の中で英語検定料助成金に関してなんですけれども、今回どれぐらい受検されて、また、どれだけ合格されたのか。あと、大分前にちょっと記憶なんですけれども、何年後には何%にもっていきたいということなんですけれども、

だから、今回の状況を踏まえてその現状を教えてくださいと思います。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 昨年度の英語検定の補助人数につきましては、すみません、先ほど訂正を一度させていただきましたが、139名補助をさせていただいております。これは一斉受検という形で、こちらで場を設定して年間3回行うものに加えて、ご自身が塾等で受検されて、こちらに申請に来られた場合の人数も全部含めての139名という形になっております。

そして、3級以上の取得率につきましては、昨年度は149名が合格しております。補助人数より3級以上合格が多いのは、2回以上受検しているお子さんもいて、補助は1回という形になりますので、3級以上の合格者数は149名。そして、総生徒数に対する割合といたしましては、令和5年度は35.7%となっております。令和3年が20.6%、令和4年が26%、そして昨年度は35.7%という数字を考えると順当に上がってきているところではございますが、本来であれば今年度末までに50%というのが一番最初に掲げた当初の目標でございました。

こちら文部科学省に基づいて、文部科学省が出しているものは、この3級合格者数ではなくて合格相当者数というような形で出しているのです、実際3級に合格していなくてもやってみれば受かるだろうという子も見込んでの50%を文部科学省は掲げております。羽生市としましては、一度3級合格者数で50%を掲げたところではございますが、引き続きそういった高い目標も視野に入れつつ、まずは文部科学省が掲げるような3級合格者相当者数50%、そして実際に取れる力があるのであれば受けてもらって、ぜひ3級取得者数も50%を目指したいと考えておるところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほう、いかがでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 252ページの扶助費の育英資金及び奨学金なんですけれども、これは返済は求めない資金と考えてよろしいのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 議員がおっしゃるとおりでございます。こちらは給与型の育英資金と奨学資金、それぞれ高校生、大学生に給与するものとなっております。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 1つだけ。先ほどのちょっとALTのところなんですけれども、プロポーザル方式で一番高い金額で予算を取って安いところだというふうに説明があったんですけれども、安ければいいというものじゃないと思うんですよね。例えばより質のいい教育を与えるためには、やっぱりそれなりに費用がかかってきたりというのもあると思うんですけれども。各社によって与えられる教育の差というのもちゃんと業者選定の中に入れての結果、安いところが一番よかったですというふうになっているのか、それとも単純に金額だけ安いからここですというふうになっているのか。ちょっとその選定理由だけ、教えていただいてよろしいですか。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 プロポーザル方式の中では、まず、ALTの質というものはきちんと担保した上でのプロポーザルを行なっておりますので、金額で安いからといって決めるわけではなく、そのALTの業者のプロポーザル、うちの会社はこういうことができますよ、こんなALTがいますよ、こういうふうになっていますよという、そのシステムにその学校、市のほうも役員が出ますけれども、選定委員のほうで見て、合っているだろうという部分を十分に考慮した上で配置、採用のほうを行なっております。

一例を申しますと、例えばうちは比較的ベテランの方が多くて英語にすごく抵抗感が強いので、かなり日本語が話せるALTでやってもらいたいとか、逆に、うちの子どもたちは結構人と話すのが苦手な子が多いので、積極的にポジティブに明るく話しかけてくれるALTのほうありがたい、あまり日本語が得意じゃなくてもそういったほうありがたいというような、そういった部分という差もありますので、各会社のプロポーザルを全て見まして、その上でその学校学校でこういったALTが欲しいとか合っているという部分を主に選定の理由として挙げながら、プロポーザルのほうも行なっているところでございます。

○小林誠弥委員 適切に質の高い教育を与えられる業者さんを選んでいるということであるならば、安心いたしました。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほう、いかがでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 254ページの新型コロナウイルス感染症対策で、昨年5月から一応軽減されたわけだと思うんです。金額も大分下がりました。全剣連、剣道連盟のほうもいろいろそういう関係があったんですけれども、今年6月から全面的にほとんどコロナ

ウイルスの、例えば体当たりしたときに声を出しちゃいけないとか、体当たりしたら瞬間に離れなくちゃいけないとか、剣道は試合があるから罰則があるんですけれども、そういうような規則がだんだん変わってきたわけなんですけれども。4年度までとこの5年度、もちろん変わったと思うんですけれども、その後の対策というか、どういうふうになっているのか。大分まだマスクもどこかではしなくちゃいけないとかというのが、そのまま残るのか。そういう対策というのは、学校関係はどうなんでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 まず、教育総務課のほうの施設の管理の部分から申し上げますと、新型コロナウイルス感染防止対策事業ということで、令和6年度も国のほうから照会がありましたが、本市としては補助は今回応募しないということで今年度は実施しておりません。昨年度で一旦事業としては終了とさせていただいております。

実際、昨年度の実績を見ますと、学校のほうでもかなり換気対策としての例えばサーキュレーターですとか扇風機というものは、かなり整備としてそろってきているというところがございます。そして、また、感染者が発生した場合の消耗品、かなりストックもあるということで、もし発生した場合については対応が十分可能というところで、教育総務課のほうとしてはコロナウイルスの対策事業を改めて学校に交付金を交付するということは、一旦これで取りやめということにさせていただいております。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 例えば給食のときはマスクしなくちゃいけないとか、そういうのは感染症じゃなくてもだけれども、集合で集まるときとかという、そういう規則はまだ解除はないの。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 基本的には、この新型コロナウイルス感染症については現在流行していないという状況でございますので、マスクをつけなければいけないといった、そういったことは子どもたちには求めておりません。ただし、マスクをすることを妨げるものではなく、なかなか外せないお子さんもいること、また、運動等については熱中症の危険のほうをはるかに高いことから、運動においては極力マスクを外すような指導をすることについては、学校に申しておるところでございます。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 じゃ、本人の自由という形で。あと、先ほどの今まだ体育館にも温度図

るとか、消毒液、それはそのままやってもやらなくてもという感じでもう済ますということかどうか。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 消毒等につきましては、特にこちらから設置について義務づけておるものではございませんが、学校のほうでそのまま感染症のときから置き続けていたり、また、昨年度はこの時期にインフルエンザが流行したということもございましたので、そういった感染症対策ということで置いている学校は比較的多く見られます。

また、県の定点観測で新型コロナ等の感染状況が一定数を越えた場合には、学校に周知をしまして、感染症予防に注意を図って下さいというような形でこちらから情報を流し、感染症予防をしてもらっております。

○島村 勉委員 強制がなくなったということで。

○齋藤万紀子委員長 よろしいのでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時11分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課所管部分、給食センター部分について、学校教育課参事に説明を求めます。
学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 学校教育部学校教育課参事兼羽生市学校給食センター所長の亀村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号 令和5年度一般会計歳入歳出決算のうち、学校給食センター所管部分について説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

決算書295、296ページをご覧ください。

歳出の部、第10款教育費、第5項保健体育費、第3目学校給食施設費につきましては、学校給食センターの管理運営に伴う経常的経費でございます。こちらは、予算現額

4億2,543万1,000円に対しまして、支出済額3億8,098万5,750円であり、執行率89.6%となります。

なお、学校給食施設費につきましては、職員人件費と学校給食施設一般経費の2つの事業から構成されておりますので、学校給食施設一般経費の3億6,580万5,954円のうち、主な支出について申し上げます。

まず、1節報酬1万7,500円は、学校給食センター運営協議会委員報酬として、運営協議会に出席した委員11名のうち5名分を支出したものです。なお、開催日時につきましては、7月24日に1回開催しております。

次に、10節需用費2億3,244万1,483円のうち、消耗品費397万9,829円は、食器洗浄器等に使用する洗剤、ボイラー本体の腐食を抑制する薬剤、つまり清缶剤ですね、その他事務用品などに支出したものです。

続きまして、燃料費763万2,342円ですが、内訳といたしまして、厨房機器などの稼働に要するボイラー用A重油使用料、6万4,000リットル、687万9,400円の支出となっております。また、スチームコンベクションオーブン等の厨房機器に使用するガス使用料、1,946.8立方メートル、72万7,880円、その他公用車用ガソリン代として、142.41リットル、2万5,062円の支出となっております。

次に、光熱水費1,051万7,813円ですが、内訳として、ボイラー及び調理、洗浄の際に使用する水道水として使用料、1万1,753立方メートル、286万2,552円の支出、また、厨房機器の稼働、調理場内照明に係る電気料765万5,261円は、高压電力の契約により支払いをしたものです。

次に、修繕料として厨房機器、ボイラー設備の部品取替え等の修繕により支出額1,044万6,107円であり、前年度比27.8%の増加となっております。こちらにつきましては、竣工以来30年以上経過しているため、突発的な施設整備の修繕が多発したことによるものです。

次に、賄材料費1億9,984万9,576円について申し上げます。

まず、学校給食の経費については、学校給食法で規定されているとおり、学校給食に必要な施設整備及び人件費等の管理経費については全て設置者である羽生市の負担であり、それ以外の経費は保護者の負担となっております。学校給食費1か月分の負担額は、小学校4,100円、日額241円、中学校4,900円、日額288円でございます。

次に、令和5年度の歳入の部、35、36ページです。

先ほど申し上げた保護者負担により徴収された学校給食費負担金の収入済額は1億3,912万3,138円、収入未済額は98万3,841円、収納率は99.3%でございます。なお、令和5年9月、10月分及び令和6年2月分の学校給食費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,555万3,000円を財源補填し、保護者負担軽減として無償化を行なっております。

では、恐れ入りますが、歳出の部に戻りまして、298ページになります。298ページをご覧ください。

11節役務費96万7800円のうち、手数料68万3,070円の内容につきましては、月2回の定期検査を行なっておる細菌検査、10月から3月まで実施しておりますノロウイルス検査手数料及び食材検査手数料として36万5,970円を支出しております。また、保険料8万2,000円につきましては、給食事業で提供した食品を原因とし第三者の身体に障がいを与えたことで法律上の損害賠償を負うことになった場合の賠償責任保険料でございます。

続きまして、12節委託料1億1,068万2,628円ですが、主に調理業務及びボイラー・配送業務に係る業務委託に係る経費として1億447万8,000円の学校給食調理等業務委託料を支出しております。そのほか、ボイラー保守点検業務委託料として103万4,000円となっておりますが、ボイラーの安定的な運転を行うために、管理及びメンテナンス作業の委託料として支出したものです。

また、汚泥・油脂汚泥処理業務委託料139万8,474円は、油脂汚泥の処理、汚泥・油脂汚泥清掃搬送業務委託料85万4,623円は、処理された油脂汚泥を搬送する経費でございます。

300ページをご覧ください。

続きまして、14節工事請負費2,079万7,700円は、令和4年度より繰越明許となりました冷風庫・冷蔵庫空調機改修572万円、そして、1号蒸気ボイラー更新等工事1,391万5,000円を実施しております。

また、15節原材料費、補修用材料費3万4,316円は、コンクリート補修用砂利代、セメント代等です。これは、軽微な修繕におきましては、材料費を購入し職員により修繕を行なっているものです。

最後に、17節備品購入費73万6,916円の内訳ですが、庁用器具費につきましては、スパテラ、へら、しゃもじや粉末消火器、調理場内で使用するラック等、58万9,692円のほか、機械器具費につきましては、調理場内清掃時に使用する高圧洗浄機やスチームクリーナーなど、14万7,224円を購入いたしました。

以上、令和5年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、学校給食センター所管分であります学校給食施設一般経費の決算説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。質疑のほう、いかがでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 296ページの先ほどの説明、委員報酬というのが委員は11人いて5人分の報酬だけとか、その理由はどのような。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 出席した委員11名のうち5名分を支出したということで、こちら5名分の方々ですが、学校のPTAの代表者と薬剤師と公募による市民、PTA顧問の方、5名分を支出させていただいております。

○島村 勉委員 あとは職員ということ。

○亀村陽子学校教育課参事 その他、構成している方々は、小・中学校の代表者3名、それと学校の食育主任の代表者等になっております。

○齋藤万紀子委員長 他に質疑のほう、いかがでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 島村議員がおっしゃった中で11名というのは、予算計上だと12名になっているんですけども、その枠とは別に12名はさっき言った5名の方じゃなくて、PTA関係とかその10名分か、それともその11名含めた、予算計上は12名になっていますけれども、その差で内訳を再度お願いします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 こちらの計上につきましては2回分を想定してまして、こちら報酬が出る方に対し、その2回分を計上させていただいております。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休 憩

午後 3時25分 開 議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

今資料が配付されましたが、こちらについては質問の取りまとめ等いたしますか。それとも、何かありましたら、それぞれ窓口で確認ということによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 それぞれ何かありましたら、窓口のほうで確認をよろしくお願いいたします。

では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまです。

午後 3時26分 散 会